

# 文教くらし委員会記録

開催日時 令和2年6月30日(火) 13:03~17:07

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

阪口 保 副委員長

小村 尚己 委員

植村 佳史 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

## 議 事

### (1) 請願の審査について

請願第6号 高校生の県外流出率全国ワースト1改善のため、県立高校の募集生徒の定員増枠を求める請願

### (2) 議案の審査について

議第54号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第56号 県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

議第57号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第62号 地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例 (文教くらし委員会所管分)

議第65号 (仮称)奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変更に  
ついて

議第66号 県立大学整備事業にかかる請負契約の変更に  
ついて

議第 6 8 号 高等学校整備事業にかかる請負契約の締結について

議第 6 9 号 高等学校整備事業にかかる請負契約の変更について

報題 2 号 令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

令和元年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第 6 号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第 7 号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告  
について

報第 2 1 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告につい  
て

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県動物の愛護及び  
管理に関する条例の一部を改正する条例

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正  
する条例

(文教くらし委員会所管分)

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(文教くらし委員会所管分)

## <会議の経過>

○今井委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日は、請願の紹介議員として山村議員が出席されておりますので、ご了承願います。

今定例会においては、密集、密接を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を 5 人と  
しております。本日、当委員会に対し 3 人の方から傍聴の申し出がありましたので、入  
室していただいております。この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め 5 人を限  
度に入室していただきますので、ご承知ください。

案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。今般の組  
織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に  
配付した資料のとおり変更し、出席要求しておりますので、ご了承願います。

それでは、文化・教育・くらし創造部長、こども・女性局長の順に自己紹介をお願い

します。なお、その他の方については、お配りした座席表をご覧くださいこととし、紹介を省略させていただきますので、ご了承ください。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 文化・教育・くらし創造部長の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 こども・女性局長の金剛です。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井委員長 それでは、案件に入ります。

まず、請願の審査を行います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

当委員会に付託を受けました請願第6号、高校生の県外流出率全国ワースト1改善のため、県立高校の募集生徒の定員増枠を求める請願については、お手元に配付した資料のとおりです。

請願第6号について、紹介議員である山村議員に、請願の趣旨を説明願います。

○山村議員 それでは、請願第6号について、請願者に代わって説明させていただきます。

要旨については、配付の請願書がありますので、これに沿って説明したいと思います。

県教育委員会が行った県内公立中学校卒業予定者の進路志望調査によると、近年の高等学校進学志望者数に占める県内公立高等学校志望、県内私立高等学校志望、県外高等学校志望の割合は、それぞれ、平成29年3月卒業予定者は、県内公立90.9%、県内私立3.0%、県外4.0%です。平成30年3月卒業予定者は、県内公立91.1%、県内私立2.8%、県外4.1%です。令和元年3月卒業予定者も同様に、県内公立90.3%、県内私立2.8%、県外が4.4%です。令和2年3月卒業予定者は、県内公立88.7%、県内私立3.3%、県外5.2%となっております。

これは希望ですけれども、実際に入学された方の状況を県教育委員会が調べた高等学校入学者分析表によると、県内高等学校への進学者数と高等学校進学者に占める県外進学の割合、(流出率)は、各年度ごとに見ると、平成29年3月卒業者のうち県外進学者は10.6%、平成30年3月卒業者では11.4%、令和元年3月卒業者では11.2%ということで、3学年で約4,200人の高校生が県外の高等学校に進学されてい

るという状況です。そのうち900人から1,000人、約5%前後の高校生が不本意ながら県外の高等学校に進学せざるを得ない状況になっているという実態があります。

私も、実際に県外高等学校に不本意ながら行かれたという方に話を聞きましたけれども、希望校に入れなかったので、大阪の私立学校に通っているのですけれども、全く知らない人たちばかりで友達がなかなかできないということです。新型コロナウイルス感染症で3か月間休んで、今、友達がいない状況の中で、学校になかなか行きたくない気分、非常に重たい気分だと言われておりました。通学に1時間かかることや、通学費や授業料の問題などで、家族の方も心配されているとお聞きしております。

高校生の県外流出は、県立高等学校の募集定員枠の不足が原因になっており、県民の教育費や、生徒の学習・クラブ活動の時間、郷土愛も流出させることにつながり、さらに今、新型コロナウイルス感染症の県外感染と県内持ち込みリスク、高校生のみならず県民全体の感染リスクを高めることにもつながっているのではないかと心配される状況です。

文部科学省総合教育政策局が2019年12月25日に発表した「e-Stat統計で見る日本」の学校基本調査によると、奈良県の高等学校進学者1万2,552人のうち、1,439人、11.46%が県外進学となっており、この流出率を他府県と比べてみると、全国最高値、つまりワースト1位となっております。全国第2位は埼玉県で11.14%、第3位は神奈川県で10.01%であり、全国平均が5.04%ですから、奈良県は県外流出率が高い状況にあると言えます。

また、総務省統計局が2020年2月に発表した資料で見ると、奈良県から他府県への人口流出率は指標値14.21で、全国第2位となっております。全国平均は指標値4.57ですから、これに比べても非常に高い状態であると思います。指標値が10を超えているのは1位の埼玉県、2位の奈良県、3位の千葉県、4位の神奈川県、これらの県だけであり、5位の兵庫県は6.94です。奈良県は人口流出という点でも非常に多く、高校時代から他府県に進学していることが、将来、県内にいるよりも、他府県に出ていきやすい状況を生んでいるのではないかとと言えます。

奈良県の人口・世帯指標は、もともと奈良県の昼夜間人口比率は90%で、全国45位、人口の増減率はマイナス0.67で、全国29位、合計特殊出生率は1.33で、43位ということで、転出の割合が非常に高くなっているという問題などを含めて、高校時代から県外に流出している問題が、将来のこうした人口問題に関わっているのでは

ないかということが懸念される状況であると思います。

現在は、新型コロナウイルスの感染が拡大するということで、社会の在り方全体も見直さなくてはならない状況になっており、学校教育の在り方も、今、問われている状況ではないかと思います。そのような中で、奈良県では4, 200人もの高校生が県境を越えて他府県に通学している状況であることも、改善を図っていくべき問題につながるのではないかと思います。

そこで、要望事項ですけれども、1番目は、奈良県全体の人口施策や衛生上の観点から、県立高等学校の募集生徒の定員枠を積極的に増員してほしいということです。2番目は、新型コロナウイルス感染症に対応できるように、県としても少人数学級を進め、学校数を増やすことも視野に入れて、政府の指針も参考に、教員の増員を図ってほしいというものです。

私も一般質問でお聞きしましたがけれども、県立高等学校で実際に話を伺うと、40人学級が、教科によっては45人になる場合もあるということで、密を避けることが大変難しく、先生方が苦慮されているということでした。

実際に、半分ずつ登校されていた20人学級のときには、子どもたちの状態が手に取るように分かって、教育的にも非常にやりやすい状態だったと、先生がおっしゃっていました。やはり学校を減らしていく方向ではなく、教室や教員を増やして、感染症対策や、子どもたちに行き届いた教育をしていくことが大事ではないかと思います。

また、今年度の高等学校入試において、志願者数、実際の入学状況がどのようになっていたのか、いま一度よく検討していただいて、子どもたちが希望する県内公立高等学校の普通科に入学できる対策を取っていくことが必要ではないかと思っております。

そういったことも、ぜひ検討していただきたいということで、今回この請願書を提出させていただいたとお聞きしておりますので、お伝えしたいと思います。

○今井委員長 ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があれば、ご発言願います。

○藤野委員 2点お聞きします。

請願書に、高校生の県外流出問題の迅速な対策が、人口、経済、感染症拡大予防など、多くの面で有意義な将来対策であると記載されていますが、これは、奈良県全体の人口施策、衛生上の観点から、県立高等学校の募集生徒の定員枠を積極的に増員しろという趣旨だと思います。

県内の公立高等学校の定員枠を確保することが、人口施策にも効果的という認識を持たれていると思うのですが、高等学校の定員が多いほど人口減少が緩くなる傾向があるというのは、どのような資料やエビデンスに基づいておっしゃっているのか。人口施策に効果的であるというエビデンスがあるのかどうかお聞きします。

○山村議員 高校生の定員を増やすと人口の減少率が減るのかどうかという調査について、私は承知しておりませんが、流出率の少ない県と奈良県では、高校生の県外流出の状況に、当然、差異があると理解しております。

○藤野委員 要望の2番で、政府の指針も参考に教員の増員を図ることとおっしゃっていますが、政府の指針というのは、一体どのような指針なのかお聞きします。

○山村議員 政府の指針がどれを指すのかは、今、正確にお答えできません。申し訳ありません。

○今井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして、紹介議員に対しての質問を終わります。紹介議員の方はご退席願います。

それでは、請願第6号について審査を行います。請願第6号について、ただいまの説明も含めて質疑があればご発言願います。

○藤野委員 2点お聞きしたいのですが、1点目は、先ほど紹介議員にも質問したのですが、県立高等学校の定員枠の確保さえすれば、人口施策に効果的であるというのが請願の趣旨だと思いますが、資料によると決してそうではなく、奈良県はそうであっても、それ以外のところでは決してそうではないというエビデンスもあります。人口施策における人口減少というのは、もっと奥深い要因があるのではないかと私は思っておりますが、県教育委員会にお答えいただきたいと思えます。

○山内学校教育課長 藤野委員ご指摘のとおり、人口施策については、教育という観点から、すぐに要因を特定できるものではありません。請願の中の様々な指標を我々も勉強しましたが、例えば、県外高等学校への進学率と、各都道府県の人口の増減率の相関をとって見たところ、相関はあるのですが、人口減少率が高い、つまり人口がより減っている県ほど、県外進学率は低いという傾向があります。あくまでも相関であり傾向ですが、このようなことが確認されております。

このような結果もありますので、一概に教育の観点で人口問題を語ることは難しいの

ではないかと認識しております。

○藤野委員 例えば、先ほど指摘があった埼玉県、神奈川県等は、県外への進学率が高いのですが、人口は減少していません。したがって、イコールとならないのは資料を見ても明らかだと思いますので、人口減少の原因は違うところにあり、もっと深いものがあると思います。

次に、県立高等学校の定員が少ないということですが、高等学校進学者1人当たりの定員は、全国と比較して奈良県はどうかお聞きします。

○山内学校教育課長 全国との比較が可能なものとして学校基本調査があります。この調査の平成31年3月卒業生の状況を申し上げますと、高等学校進学者全体を分母として、公立高等学校の定員を分子とした割合が、全国では0.69、つまり100人の進学者に対して69人の公立高等学校の定員が確保されています。一方で、本県については、0.709、つまり100人に対して70人余りであり、全国の数値とほぼ同じ数値となっております。

○植村委員 志願者の率と実際に入学した率に乖離があるために、定員を増やせばよいのではないかという主張ですが、公立高等学校の定員としては、全国の平均と比較してどうなのでしょう。

○山内学校教育課長 全国では100人当たり69人、奈良県では100人当たり70人余りという定員の規模となっております。

○植村委員 乖離がある理由として、どのようなことが考えられますか。

○山内学校教育課長 請願で取り上げられた進路志望調査の実施時期は7月であり、進路指導の中で、学校名を問わず、どのような校種、課程を希望するかを問うた上で、その後、様々な進路指導が行われ、志望する学校を決めていくのですが、その中で7月の志望と異なる進路状況が生まれていると理解しております。

○小村委員 7月の志望調査と3月の進路状況の乖離ですが、全国的な比較はあるのでしょうか。私は学習塾をしているのですが、7月の志望調査では、なかなか生徒が決め切れておらず、逆にいうと、まだ夏休みに入っていない中で、夏休みに頑張る志望校のランクを上げようという話をしています。公立でも7月の希望校と3月の進路には乖離があると思うのです。7月の時点では、夏休みに成績を上げて、志望校をワンランク上げようとしますが、ほかの子どもも頑張っているため、夏休みが終わった後の学力診断テストの結果が出たときに、この成績では志望校を下げざるを得ないという乖

離も出てくると思うのです。そういったデータを比較したものを県教育委員会は持っていますか。

○山内学校教育課長 全国との比較ですが、この調査は県独自の調査ですので、全国との比較は不可能ですが、学校基本調査に、公立高等学校を志願した、つまり願書を出した生徒数があります。3月時点ですが、率を計算しますと、全国では高等学校進学希望者の83.7%が公立を志願しており、一方で奈良県は76.5%となっております。このような数字が学校基本調査にありますので、奈良県に限らず公立を希望する生徒は多いと考えております。

○小村委員 今の数字でいうと、奈良県は全国より低くなっています。埼玉県、神奈川県も高くなっていることについては、地政学のこととも勘案して考えないといけないと私は思っています。

○阪口副委員長 私個人の意見ですが、県外進学者が増えていることについては、やはり課題の解決が必要ではないかと思えます。また、請願については、コロナ禍において、少人数学級を進めることは評価できると思えます。ただし、学校数を増やすことは、少し現実性に乏しいと感じております。

請願にはトータルとして評価できる部分があるので、今後、このようなことも踏まえて検討していくべきだと考えますので、私は請願に賛成するつもりです。

○今井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これもちまして、請願第6号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第6号について、採決に入ります前に委員の意見を求めます。ご発言願います。

○小村委員 自由民主党としては、この請願に反対いたします。

○粒谷委員 自民党奈良は、請願第6号については反対いたします。

○藤野委員 新政ならば、議員それぞれの判断によりますが、私は請願第6号には反対の立場です。ただし、先ほど阪口副委員長がおっしゃったように、少人数学級を進めるというのは新型コロナウイルス感染症に関係なく以前からの私たちの願いです。したがって、教員の増については、加配も含めて県から国へ強くお願いしていただくことをお願い申し上げて、意見といたします。

○阪口副委員長 会派としての判断になると思えますが、私個人としては請願に賛成い

たします。

○今井委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○阪口副委員長 それでは、委員長に代わり委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 日本共産党会派としては、請願に賛成いたします。

○阪口副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 これより採決いたします。

委員各位より請願第6号の採択について、賛否の意見がありましたので、これについて、起立により採決いたします。

それでは、お諮りします。請願第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

それでは、付託議案について、文化・教育・くらし創造部長、こども・女性局長、教育長の順に説明願います。なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 6月定例県議会提出議案のうち、文化・教育・くらし創造部所管分についてご説明いたします。

「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」をご覧くださいと思います。

奈良県一般会計補正予算の事業概要のご説明をいたします。

5ページをお願いいたします。1、感染拡大防止対策の徹底のうち、県有施設感染拡大防止事業です。県有施設における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、必要な備品等を整備するものです。このうち文化会館をはじめ、文化・教育・くらし創造部所管の9施設分の補正予算額は2,417万2,000円です。

次に、8ページをお願いいたします。3、社会活動の正常化の(1)健康な生活の維持をご覧ください。

身近な場所での運動推進事業では、県民が身近な場所で気軽に参加できる運動機会を創出するため、総合型地域スポーツクラブが新たに実施する、体操やレクリエーション

などの活動を支援します。

サイクリングによる運動推進事業では、自転車を使った気軽な運動の推奨と、奈良の魅力伝えることによる地域の活性化を目的に、サイクリングコースの動画を作成し配信します。

次に、9ページをお願いいたします。(2)子育て支援のうち、児童福祉施設等感染拡大防止事業では、私立幼稚園が、マスクや消毒液等を購入する費用等に対し補助を行うものです。記載金額のうち、私立幼稚園分は2,000万円です。

次に、10ページをお願いいたします。(3)教育活動の再開と教育の新しいスタイルのうち、学力向上を目的とした学校教育活動支援事業では、臨時休業期間中の未指導分の補習等を実施するため、私立学校が、学校教育活動を支援する学習指導員を配置する経費に対し補助を行うもので、記載金額のうち、私立学校分は3,400万円です。

次に、11ページをお願いいたします。遠隔授業環境整備事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県立大学が遠隔授業の環境を整備する経費に対し補助を行います。記載金額のうち、県立大学分は2,620万円です。

次に、13ページをお願いいたします。(5)生活困難者への支援のうち、家計急変世帯学生等支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯の児童生徒、学生に対し私立学校及び県立大学が授業料を減免する経費に対し補助を行います。記載金額のうち、私立学校分は1,125万円、県立大学分は500万円です。

次に、14ページをお願いいたします。消費生活相談体制整備事業では、新型コロナウイルス感染症に関連した消費者相談に迅速に対応するため、専門的見地から弁護士による助言が必要な場合に、オンラインにより相談できる体制等を整備します。

続いて、文化・教育・くらし創造部所管分の条例案についてご説明いたします。「令和2年6月定例県議会提出議案の概要(条例関係)」をご覧ください。

4ページをお願いいたします。議第57号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは動物の愛護及び管理に関する法律等の改正に伴い、新たに追加される都道府県の事務のうち、その一部を奈良市に権限移譲しようとするものです。施行期日は令和2年8月1日からです。

次に、8ページをお願いいたします。議第62号、地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例です。これは地方独立行政法人法の改正

に伴い、県が設立する地方独立行政法人が、その役員または会計監査人の法人に対する損害賠償責任の一部を免除するに当たり、控除する額を定めようとするものです。施行期日は公布の日からです。

続いて、契約その他予算外議案等についてご説明いたします。「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」をご覧ください。

45ページをお願いいたします。議第65号、（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変更についてです。昨年11月に発生した文化財修復展示棟の地下構造物の変動事案により、建築工事が中断されたことに伴い、連動して電気設備工事及び機械設備工事の一部を一時中止しました。これによる工期延長の費用等について、契約金額の変更をお願いするものです。

電気設備工事については、7億2,658万9,440円から7億4,628万7,140円に、機械設備工事については、11億8,448万8,020円から12億4,614万5,220円に増額変更をお願いするものです。

次に、46ページをお願いいたします。議第66号、県立大学整備事業にかかる請負契約の変更についてです。現在、県立大学のコモンズ棟の建築工事を進めているところですが、地中障害物の撤去などの工事量が増大したため、契約金額について、8億7,482万9,700円から8億9,876万7,900円に増額変更をお願いするものです。

続いて、報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。51ページをご覧ください。

款、地域振興費、項、地域振興調整費の、なら歴史芸術文化村整備事業については、施設の地下構造物の変動事案により建築工事を一時中断したため、記載のとおり繰り越したものです。

款、地域振興費、項、文化・教育費の文化財保存事業補助については、市町村等が行う史跡地の公有化等に対する補助金について、事業主体である市町村等の事業の遅れにより、記載のとおり繰り越したものです。

重要文化財等修理受託事業については、県が受託した保存修理事業の工法検討に時間を要したことにより、記載のとおり繰り越したものです。

次に55ページをお願いいたします。款、教育費、項、大学費の県立大学整備事業については、コモンズ棟の建築工事に係る資材調達に不測の日時を要したことにより、記

載のとおり繰り越したものです。

続いて、報第6号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告についてご説明いたします。

公益財団法人奈良県人権センターの「令和元年度（2019年度）業務報告書」の1ページをお願いいたします。令和元年度の事業の実施状況ですが、人権問題、同和問題の解決に携わる行政、教育、運動の各機関、団体との有機的連携を図るとともに、有効適切な施設の提供等を行いました。

（1）施設の管理運営状況については、5団体1事業者と通年利用の契約をしたほか、延べ367回の研修室や会議室の利用を得たところです。

6ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益として、貸し館に伴う事務室等の使用料収入、県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益計は1,423万7,534円です。

次に、（2）経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計は1,905万9,111円です。

以上の経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は482万1,577円のマイナスとなっております。このマイナスの大きな要因は、建物などの固定資産の減価償却によるものです。その結果、一般正味財産期末残高は1億4,808万8,647円となっております。

続いて、令和2年度の事業計画についてご説明いたします。「令和2年度（2020年度）事業計画書」をご覧ください。

1ページをお願いいたします。令和2年度事業計画ですが、2の事業の実施計画として、昨年度に引き続き人権啓発の拠点として、施設の管理運営など記載の事業を実施していきます。なお、（2）人権啓発推進事業に記載の講演会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を延期しているところです。

2ページの収支予算書をお願いいたします。Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益として、貸し館に伴う使用料収入と県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益計として1,320万8,000円を計上しております。

次に、（2）経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用

計として1,855万6,922円を計上しております。

公益財団法人奈良県人権センターの経営状況については以上です。

続いて、報第7号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告についてご説明いたします。

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「令和元年度業務報告書」をご覧ください。

1ページをお願いいたします。令和元年度事業報告ですが、県内の各生活衛生関係事業者を対象として、1、経営相談に関する事業では、259件の各種経営相談を受け、助言を行いました。また、事業資金が不足する事業者に対して、2、生活衛生融資に関する相談事業として、日本政策金融公庫への融資推薦を79件実施したほか、その他記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めました。

4ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。I、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)経常収益として、県からの受取補助金、研修等の受託による事業収益、受取寄附金、その他記載のものを合わせて、経常収益計は2,082万7,517円となっております。

次に、(2)経常費用として、生活衛生関係営業対策事業費や、生活衛生関係営業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計は2,080万2,469円となっております。

以上の経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は2万5,048円のプラスとなっております。その結果、一般正味財産期末残高は579万104円となっております。

続いて、令和2年度の事業計画についてご説明いたします。公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの「令和2年度事業計画書」をご覧ください。

1ページです。令和2年度事業計画ですが、生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより、消費者利益の擁護を図ることを目的として、経営指導に関する事業など記載の事業を行ってまいります。

3ページの正味財産増減予算書をお願いいたします。経常増減の部、1、経常収益として、生活衛生関係営業対策事業費補助金等の県からの受取補助金及びクリーニング師研修等の事業収益等を合わせて、経常収益計として2,219万9,000円を計上しております。

2の経常費用としては、生活衛生関係営業対策事業費や全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計として2,219万9,000円を計上しております。

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況については以上です。

続いて、報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてご説明いたします。「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」をご覧ください。

87ページをご覧ください。奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これは動物の愛護及び管理に関する法律等が改正され、令和2年6月1日に施行されたことに伴い、条項ずれが生じたことから所要の改正を行ったものです。

次に、88ページをお願いいたします。奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例ですが、これは部の名称を地域振興部及びくらし創造部から文化・教育・くらし創造部に変更したことに伴い、関係条例について所要の改正を行ったものです。

次に、94ページをお願いいたします。自動車事故に係る損害賠償額の決定についてです。そのうち文化・教育・くらし創造部に関する事項は番号10の1件で、損害賠償額は19万4,474円となっており、事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。今後も交通安全のルールを守るよう徹底していきたいと考えております。

以上が6月定例県議会への提出議案のうち、文化・教育・くらし創造部に関する事項です。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

**○金剛こども・女性局長** 6月定例県議会の提出議案のうち、こども・女性局分をご説明いたします。

「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」をお願いいたします。

令和2年度一般会計補正予算案を説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。3、社会活動正常化の(2)子育て支援ですが、地域で子育てを支えるこども食堂支援事業については、今後の外出自粛等に備え、子育てをされている家庭が地域で孤立しないよう、こども食堂が行う食事の配達や持ち帰りを通じた家庭の見守り活動を支援するため補助を行うものです。

次に、こども食堂における県産牛肉等購入支援事業は、こども食堂が、消費が低迷している県産牛肉等の食材を購入し、子どもたちに、おいしい奈良の食材を味わう機会を提供する活動を支援するため補助を行うものです。

次に、一時保護所等看護師等派遣事業は、新型コロナウイルスに感染された方の子どもについて、世話をする方がいない場合、県が一時保護を行います。この期間に看護師等が子どもの健康観察等を行うための経費です。

次に、児童相談所等相談環境整備事業は、子育てやDVなどの相談のために来所される方の感染症への不安を考慮し、来所によらない相談体制や相談窓口における感染防止のための環境整備を行うとともに、学校休業等、外出しにくい状況となっても子育てを支える必要がある家庭の状況を定期的に把握し、児童の安全確認を行うため、子ども家庭相談センターに新たに職員を配置するものです。

次に、児童福祉施設等相談支援体制整備事業は、子どもたちへの感染防止に、日々ご尽力いただいている保育所や児童養護施設等の職員の不安やストレスを軽減するため、気軽に相談できる窓口を設置し、電話相談や訪問相談等を行うものです。

次に、ファミリー・サポート・センター感染拡大防止事業は、仕事の時間が延びるときなどの子どもの迎えや冠婚葬祭時の子どもの預かりなど、市町村のファミリー・サポート・センター事業の登録会員に対し、感染症に対する知識を身に付けていただく研修を実施するものです。

次に、児童福祉施設等感染拡大防止事業は、保育所や児童養護施設等での感染防止等に必要なマスクや消毒液等の購入、また、感染症に関する職員研修に要する経費等に補助を行うものです。

次に、10ページをお願いいたします。放課後児童健全育成事業費補助金は、感染防止拡大のために小学校が臨時休業した際、市町村において児童の預かりに対応していただくための放課後児童クラブの開所時間の延長等に対し補助を行うものです。

次に、14ページをお願いいたします。生活困難者への支援として、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金については、子育てと仕事を1人で担う、ひとり親世帯に対し、経済的負担を軽減するため、1世帯当たり5万円等の臨時特別給付金を支給するものです。

以上が補正予算案の事業概要です。

次に、資料「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」をお願いいたします。

52ページをお願いいたします。報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

4、福祉保険費のうち、6、こども・女性費の放課後児童クラブ施設整備費補助と幼保連携型認定こども園施設整備事業については、施設の整備等に要する経費を市町村に補助するものですが、事業実施主体の遅れにより、記載の金額を繰り越したものです。

次に、88ページをお願いいたします。報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告についてで、内容は条例の改正です。

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例のうち、第4条がこども・女性局分です。これは、県に置かれている部の名称の変更に伴い、奈良県こども・子育て支援推進会議条例及び奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例の2つの条例について、条文の整理のため所要の改正を行ったものです。

次に、91ページをお願いいたします。奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは児童福祉法の改正に伴い、同法で引用している条文の整理のため、所要の改正を行ったものです。

以上が6月定例県議会提出議案のうち、こども・女性局に関する事項です。ご審議方よろしくをお願いいたします。

**○吉田教育長** 私からは6月定例県議会提出議案のうち、教育委員会に関する事項についてご説明いたします。

まず、令和2年度奈良県一般会計補正予算についてご説明いたします。「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。1、感染拡大防止対策の徹底の、感染者の早期発見・隔離の徹底のうち、県有施設感染拡大防止事業です。県有施設における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な備品等を整備いたします。このうち教育委員会所管分の補正予算額は200万円です。

次に、9ページをご覧ください。3、社会活動正常化の(2)子育て支援のうち、児童福祉施設等感染拡大防止事業です。当事業は公立幼稚園が実施する新型コロナウイルス感染症対策への支援のため、国の幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業の制度拡充を受けて、子ども用マスク、消毒液、空気清浄機などの保健衛生用品の購入を対象として、4月補正予算に追加で補助するものです。このうち教育委員会所管分の補正予算額は5,600万円です。

次に、10ページをご覧ください。(3)教育活動の再開と教育の新しいスタイルのうち、少人数学級編制のための教員加配です。これは小学6年生、中学3年生の学級を分割し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びきめ細かい指導を行うため、教員を加配するもので、31人分を予算計上しております。

次に、夏期休業中の授業等対応事業です。これは夏期休業を短縮して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置するものです。

次に、学力向上を目的とした学校教育活動支援事業です。当事業は学校再開に当たって、臨時休業中の未指導分の補習の実施など、子どもの学びの保障を徹底的にサポートするため、学校教育活動を支援する人員として学習指導員を追加配置するものです。高等学校、特別支援学校など県立学校に各1人を配置するほか、小中学校など市町村立学校への配置について補助を行います。このうち教育委員会所管分の補正予算額は5億2,534万1,000円です。

次に、スクール・サポート・スタッフ配置促進事業補助金です。これは新型コロナウイルス感染症対策のために増加する教員の業務をサポートするため、スクール・サポート・スタッフを小中学校へ追加配置する市町村へ補助を行います。

次に、オンライン学習環境整備事業です。当事業はオンライン教育の実施等に要する県立学校等のインターネット環境を整えるものです。県立学校各校にインターネット回線を整備し、学習系における県立学校の通信速度、容量の改善を図るとともに、インターネット環境が整っていない児童生徒を対象に、モバイルルーター100台を整備し、オンライン教育が実施できるよう準備を行います。

次に、11ページをお願いいたします。情報教育環境整備事業です。当事業は県立中学校及び特別支援学校小学部・中学部において、1人1台端末環境を整備するものです。文部科学省が進めるGIGAスクール構想の実現の一環で、現在、進めている校内ネットワークの整備と相まって、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現させるために整備いたします。

次に、特別支援学校スクールバス感染症対策事業です。特別支援学校のスクールバスについては、児童生徒等の安全上の観点から換気が行いにくく、長時間、3密となるおそれがあるほか、重症化リスクの高い医療的ケア児などが乗車している場合があり、学校を再開するに当たっての課題となっておりました。当事業は、スクールバスに乗車する児童生徒等の少人数化を図り、車内での感染拡大を防止するため、バスの借り上げに

より増車するものです。

次に、障害のある児童生徒の情報機器活用支援事業です。障害のある児童生徒が情報機器端末を活用するためには、利便性向上の観点から、より個別性の高い特別な入出力支援装置を必要とする場合があります。障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人ひとりに応じた入出力支援装置の整備を行います。

次に、学校教育活動再開対応事業です。当事業は、各学校が、段階的な学校再開に際して、学校の感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習保障をするために、新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費について、緊急的に国により措置されたものです。

次に、高校運動部活動全国大会の代替大会開催支援事業です。当事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援するものです。奈良県高等学校野球連盟が主催する野球と、奈良県高等学校体育連盟などが主催する35の競技が実施される予定です。

以上が教育委員会所管の令和2年度6月補正予算案の説明です。

次に、教育委員会所管の条例案についてご説明いたします。「令和2年6月定例県議会提出議案の概要（条例関係）」の1ページをお開きください。

県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例です。これは新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障のため、県費負担教職員の定数を見直し、所要の改正を行うものです。先ほど説明いたしました、「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」の10ページ、（3）教育活動の再開と教育の新しいスタイルのうち、少人数学級編制のための教員加配の31人に係るものです。施行期日は公布の日からとしております。

次に、教育委員会所管の契約についてご説明いたします。

「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」の48ページをお開きください。高等学校整備事業にかかる請負契約の締結についてです。

1件目は、山辺高等学校の改築工事の契約締結に係る議案です。工事期間は契約締結の日から令和4年3月17日まで、契約金額は10億2,100万円余、工事名、契約の相手方は記載のとおりです。

2件目は、大宇陀高等学校の改築工事の契約締結に係る議案です。工事期間は契約締結の日から令和4年7月29日まで、契約金額は11億6,000万円余、工事名、契

約の相手方は記載のとおりです。

3件目は、磯城野高等学校の改築工事の契約締結に係る議案です。工事期間は契約締結の日から令和4年3月17日まで、契約金額は7億5,000万円余、工事名、契約の相手方は記載のとおりです。

4件目は、王寺工業高等学校の改築工事の契約締結に係る議案です。工事期間は契約締結の日から令和4年3月17日まで、契約金額は12億5,600万円余、工事名、契約の相手方は記載のとおりです。

4件とも、議会の議決後、本契約を締結する予定です。

次に、49ページをお願いいたします。高等学校整備事業にかかる請負契約の変更についてです。奈良朱雀高等学校の耐震・大規模改修工事の請負契約の変更に係る議案です。今回の変更内容は、契約金額を8億9,600万円余から1,900万円余を増額し、9億1,500万円余に変更するものです。増額の理由としては、実施設計段階では把握できなかった事象による施工数量の増等が判明し、設計変更が必要となったためです。議会の議決後、請負契約を変更する予定です。

次に、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書についてご説明いたします。「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」の55ページをお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費の県立学校通信ネットワーク整備事業です。繰越額は4億673万円です。これは県立学校における高速大容量の通信ネットワーク整備に係る工事費用等であり、国の補正予算に対応するため繰り越したものです。

次に、項、高等学校費の高等学校耐震化事業です。繰越額は1億9,363万3,000円です。これは奈良高等学校の仮設体育館の建築に係る工事費用であり、入札手続に不測の日時を要したため繰り越したものです。

次に、56ページをお願いいたします。款、災害復旧費、項、公立学校施設災害復旧費の大淀養護学校災害復旧事業です。繰越額は2,760万円です。これは吉野学園及び大淀養護学校の敷地内の法面崩壊に伴う復旧工事に係る工事費用等であり、工期の確保のため繰り越したものです。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○今井委員長 審査の途中ではありますが、大体1時間経過しておりますので、しばらく休憩します。25分から再開したいと思います。

14:09分 休憩

14:27分 再開

○今井委員長 それでは、再開いたします。

ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○藤野委員 通告していた中で、議案に係る分について質問します。

まず、「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」の10ページ、少人数学級編制のための教員加配についてです。

これは条例改正もあるのですけれども、今回、小学6年生及び中学3年生の学級を分割して、きめ細かい指導を行うために教員を加配するということですが、具体的にどういう体制で行うのか、説明していただけますか。

○上島教職員課長 今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、きめ細かな指導を行うために、小学6年生と中学3年生の少人数編制をするために教員を加配するという予算要求をしております。実際には、小学6年生と中学3年生で、1学級当たりの平均児童生徒数が多く、少人数編制等を実施していない学校を対象に加配を予定しているところです。

○藤野委員 小学校23人、中学校8人ということですが、この人数で対応できるということですか。

○上島教職員課長 加配については、31人と考えております。この人数で全て実現できるかという難しい面もあろうかと思いますが、既に年度当初に配置されている少人数加配の教員等も、当初の計画を変更し、対象となる小学6年生や中学3年生の少人数指導のほうに活用するということも考えられます。また、別途予算要求している学習指導員等も活用しながら、学びの保障に努めていきたいと思っております。

○藤野委員 不足の部分は学習指導員で対応するということですが、教員加配というのは私も非常に賛同しておりますので、さらに充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、オンライン学習についてですが、10ページのオンライン学習環境整備事業と11ページの情報教育環境整備事業により、今回、補正予算として組まれております。

文部科学省が提唱しているGIGAスクール構想に関して、環境整備と対応について、すぐに全てができるとは私も考えてはおりませんが、今年はどういったことを行おうと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○大石教育研究所長 今回の補正予算を活用し、県立高等学校では、今まで大和路情報ハイウェイを経由してインターネットにつないでいたのですが、同時にたくさんの端末をつなぐと遅くなる可能性があるため、今回の予算を活用して通信環境の強化を行う予定です。

小中学校に関しては、現在、共同調達という形で、市町村で1人1台端末環境を整えているところです。私どもとしては、それらの端末を活用すべく、研修を一生懸命やっ  
ていかなければいけないということで、「G Suite for Education」の研修を進めているところです。既に何回か行いましたけれども、本会議でも吉田教育長が答弁したとおり、ライブ配信のときに4,000端末からの視聴がありました。1つの端末で複数の先生が見ておられる場合もありますが、相当数の先生が視聴していると考えています。また、その時間帯に勤務があつて、視聴できなかった先生のために、ユーチューブの教育委員会チャンネルに、その動画を置いております。今朝方に見ると、既に370回を超える視聴がありましたので、今後も時間を見ながら、それぞれのタイミングで勉強していただけたらと考えております。

○藤野委員 環境整備が整う中で、先生方もしっかりと対応しなければならず、かなりの研究・研修などが必要だと思いますので、県教育委員会の対策をお願いしたいと思います。ICT教育に関して、公立学校が、それこそ当たり前のごとく対応できるよう、今後の整備を心から願っております。

最後に要望ですけれども、11ページに高校運動部活動全国大会の代替大会開催支援事業がありますが、高校野球がトーナメントで開催され、県教育委員会が共催されるということで非常に喜んでおります。本会議の代表質問、一般質問でも、そのような声がたくさんありました。

さらにはサッカーも、新聞報道に出ているとおり、大会を開催するという事です。また、陸上競技を8月下旬から9月上旬に開催するという事で、3年生の集大成として、一定のけじめをつけていただくことで次の進路に向かって頑張っていただけたらと思っておりますので、教育委員会の対応を、よろしく願いいたします。

その中で、新聞等で報道されていた奈良工業高等専門学校の高校野球の参加についてですが、学校側の様々な事情や考え方もあろうかと思うのですけれども、やはり生徒が出場したいという声を、学校が受け止めることができるように、県教育委員会から促していただくようお願いしたいと思います。このことを要望して質問を終わります。

○植村委員 私からは、議第62号について数点お尋ねしたいと思います。

議第62号、地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例については、制定理由なども資料を頂いているのですが、条例を見ると、なかなか分かりにくい部分がたくさんあります。先ほど説明をお聞きしましたけれども、なかなか分かりにくいところがありますので、教えていただきたいと思います。

この条例は、地方独立行政法人の役員などが、裁判で敗訴して損害賠償金を支払わなくてはならないときに、損害賠償責任額の上限を定めるものなのか、それとも最低責任限度額を定めるものなのか、分かりやすくお答えいただけますか。

○山口教育振興課長 この条例については、県の話で申し上げますと、県が設置する地方独立行政法人が、法人に対する役員等の損害賠償責任の一部を免除するに当たり、控除する額を定めようとするものです。

言い換えると、地方独立行政法人の役員等が職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がない場合、本条例で定める額が損害賠償の最低責任限度額となります。

○植村委員 確認ですが、この条例では、理事長または副理事長は6、理事は4、監事または会計監査人は2となっているわけですが、この数字に照らし合わせて最低責任限度額を定めていくという理解でよいのでしょうか。例えば、年収1,000万円の理事長、副理事長の場合であれば、1億円の損害賠償が発生した場合には、最低6,000万円支払わなければいけないと、そういう条例だと理解してよろしいのでしょうか。

○山口教育振興課長 ただいま植村委員がお述べになったとおりです。例えば、理事長の場合、損害賠償責任額が全体で1億円であれば、基準報酬額が1,000万円とすれば、掛け算した6,000万円の部分が、最低でも損害賠償の責任を負わされる部分という理解で問題ありません。

○植村委員 この条例が施行されれば、損害賠償責任の一部免除を行うことになるわけですが、その場合は議会の議決を必要とするのでしょうか、それとも必要としないのでしょうか、お答えください。

○山口教育振興課長 丁寧にご説明させていただきますと、全体免除する場合には議会の議決を経る必要があり、これは法律で定められています。

今回、条例で定める一部免除については、地方独立行政法人法施行令第3条の2第5項において、設立団体の長は一部免除承認したときは、速やかに議会に報告するとともに、公表しなければならないと規定されております。そのため、一部免除の場合は議会

の議決は必要としないこととなっております。

○植村委員 一部免除の場合には議会の議決は要らないということですがけれども、私もいろいろ勉強しましたが、公務員責任賠償保険に加入していれば、免責分の損害賠償責任額は保険で賄われることになり、基本的には一銭も支払わなくてもよいことになると思うのです。先ほどの例でいうと、理事長または副理事長で、数字が6の場合、10億円の損害賠償金が判決で決定されたときに、善意でかつ重大な過失がないと判断された場合は、数字が6なので9億4,000万円は免除となり、残りの6,000万円に関して支払うことになるということで、また、その6,000万円に関しては、公務員責任賠償保険に入っている場合には保険が適用されるという理解でよろしいでしょうか。

○山口教育振興課長 保険の適用に関しては、個々の保険によって様々ですがけれども、役員等が損害賠償責任に備えて公務員責任賠償保険に加入している場合には、保険金が支払われるケースがあると認識しています。

○植村委員 そのための保険ですから、当然といえば当然ですがけれども、そこで問題になるのが、例えば違法な行為をしていた場合には、損害賠償責任の一部免除の要件である、役員などが職務を行っているときに善意でかつ重大な過失がないという判断が必要になってくるわけですがけれども、その判断は誰がどのように行われるのか、教えていただけますか。

○山口教育振興課長 地方独立行政法人法施行令第3条の2第3項において、地方独立行政法人は、一部免除承認を得ようとするときは、同項各号に掲げる事由を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならないと規定されています。

したがって、当課の所管である奈良県立大学において、役員等が職務を行っているときに、善意でかつ重大な過失がないかについては、例えば、先行して役員の責任義務が規定された会社法や、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律などの、ほかの法人制度や、判例、他府県の先例等を参考に、役員等の職務の執行状況等を勘案しながら、個別・具体的に判断していくものと考えています。

○植村委員 先ほど、設立団体の長の承認を得て免除することができるとご説明いただきましたが、免除することができる旨を業務方法書で具体的に定めるとなっていますけれども、どのように定めるのですか。

○山口教育振興課長 手続については、業務方法書で決めていく形になると思います。法令上で、一部免除することができる規定されていますので、業務方法書においても、

善意でかつ重大な過失がない場合には一部免除することができる」と具体的に定めていきます。これから業務方法書を策定していきますが、それ以上の詳細な判断についての要件などを定めるかどうかについては、今後、業務方法書の中で決めていく形になるか、別の形で定める形になろうかと思えます。

○植村委員 確認したいのですけれども、業務方法書で定めることができるということですが、これは定めていくわけですね。

○山口教育振興課長 最終的に定めるかどうかについては、主体は独立行政法人である県立大学法人になりますので、まず、そちらの判断が求められると思えますので、我々としても確認していきたいと思っております。

○植村委員 しっかりと確認していただくよう要望しておきたいと思えます。

善意でかつ重大な過失がないというのは、非常にファジーという感じを受けます。先ほどの話でいえば、司法において、10億円を賠償しなさいという決定がされても、それを議会ではなく独立行政法人の中で、業務方法書に従って、善意でかつ重大な過失がないと決定すれば、数字が6の方であれば9億4,000万円は支払わなくてよく、なおかつ損害保険に加入していた場合には、6,000万円の支払いも保険会社から行われることになるわけですので、業務方法書では、明確にしておかなければいけないと思えます。

また、議第63号は所管ではありませんが、しっかりとその点を議論しなければいけませんし、明確になるように決めていただきたいと要望しておきます。

最後に、私を感じたのは、今回、条例において6、4、2という数字が定められるわけですが、地方独立行政法人の職員の最低責任限度額を定める場合に、当該職員の給与額のみを基準とするのではなく、地方独立行政法人が被った損害額も基準とすべきではないかと思えますが、そのような検討は行ったのでしょうか。

例えば、理事長または副理事長の場合、当該職員の年間給与額の6倍とされていますが、損害額の10分の1と比較して、その高いほうとするといったことは検討しなかったのでしょうか。

○山口教育振興課長 議第63号との兼ね合いもあり、詳細に把握はできておりませんが、少なくとも今回の条例で定める基準については、地方独立行政法人法施行令で定められている基準である、理事長または副理事長が6、理事が4、監事または会計監査人が2という、全国的に法令上定められているところに合わせています。

○植村委員 確認ですけれども、6、4、2という数字については、今、ご説明いただきましたが、これを奈良県のほうで、例えば、8、6、4することは可能であったという理解でよろしいですか。

○山口教育振興課長 植村委員お述べのとおり、6、4、2の基準以上の数字を条例上で定めることも可能となっていますので、今後、奈良県の状況や事案等が生じた状況に鑑みて、大きい数字を検討することもあるかと思えます。

○植村委員 今回の質問で、説明を聞いて理解しましたが、地方独立行政法人は住民訴訟制度が適用されないので、当然、議会の審査も必要になってくるのですが、一部免除の場合には議会の審査は必要ないということですので、今後、より公平で明確になるよう、しっかりと定めていただくことを要望しておきたいと思えます。

○小村委員 「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」の11ページですけれども、高校運動部活動全国大会の代替大会開催支援事業についてです。

運動部、文化部等も全国大会を開催していくと思うのですけれども、例えば柔道や剣道などは開催できるのかと心配しているのですが、現状、文化部も含めて、どれぐらいの部活が全国大会の代替大会を開催できるのか、また、予算は計上されているのか、教えてください。

○稲葉保健体育課長 現在、高校生の大会においては、高等学校野球連盟が主催する高校野球、軟式野球、それから高等学校体育連盟が主催する34競技全てにおいて計画しております。ただ、小村委員お述べのように、柔道や剣道などの種目に関しては、各競技団体のガイドラインにのっとって大会の再開のめどが決まられているので、今後、開催できるかどうかは、新型コロナウイルスの感染状況を見て判断することになります。

○小村委員 念のための確認ですけれども、今後、状況を見てということですが、それらの競技もやる前提で予算を計上しているということでしょうか。

○稲葉保健体育課長 全ての競技を行うことを前提として予算を計上しています。

○小村委員 高等学校に関しては、議会でも大きく取り上げられて、代替大会をできる限りやっていく方向だと思うのですけれども、中学生の全国大会、地方大会、奈良県大会についてはどうなっているのか、現状を教えてください。

○稲葉保健体育課長 中学校の運動部活動については、高等学校と同様に全国中学校体育大会が中止となり、それに伴い県中学校総合体育大会も中止となっております。

代替大会の開催について、県中学校体育連盟は、6月9日の常任理事会の審議におい

て、開催を計画するとすれば8月以降となることから、感染防止対策や熱中症対策など、健康・安全面への懸念とともに、中学3年生の進路選択や決定に向けた準備や対策に大きな影響が出ることから、学習面の保障を最優先するという観点に立ち、県中学校体育連盟による代替大会は開催しないと判断しています。

なお、県大会は中止となりますが、奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、葛城市、香芝市、五條市、磯城郡などの郡市においては、郡市内大会を開催し、生徒たちに1つの区切りを付けさせる計画があると聞いております。

○小村委員 高等学校は県の管轄であり、いろいろな部活の大会を開催することを前向きに考えていますが、今の答弁では、県中学校体育連盟に関しては、学習面の保障などもあり、高等学校に比べてトーンダウンしています。県中学校体育連盟には部活動の顧問をしている先生方もたくさんいると思うのですけれども、中学3年生も最後の大会になるかもしれないので、県教育委員会として、できるだけ大会を行うように助言を行う予定はあるのでしょうか。

○稲葉保健体育課長 小村委員お述べのことはよく分かりますが、主管団体の県中学校体育連盟の先生方も、かなり議論されたと聞いております。

剣道や柔道などの種目の開催が未定の状況で、義務教育として全ての競技をすることがなかなか決断できなかったということで、先生方も非常に思い悩んだ上で決断されたと聞いておりますので、ご理解いただければと思います。

○小村委員 県中学校体育連盟の部活に熱心な先生方が、いろいろなことを考えて、議論もされて決定したということで一定理解しますけれども、中学3年生の中には、高校生になってからは家庭の事情もあって、アルバイトをして少しでも家庭にお金を入れなければいけないので部活動はなかなかできない、だから中学校が最後の大会だという生徒もいますので、できれば前向きに考えていただきたいと思います。答弁いただいたように、市や郡で開催されると、逆に紹介していただきましたので、私も働きかけをしていかなければいけないと思っております。今回のことに関しては、様々な議論をしていただいた上で、苦渋の決断されたとしますので、一定の理解をして終わりたいと思います。

○今井委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○小村委員 自由民主党会派としては、全ての議案に賛成いたします。

○粒谷委員 自民党奈良として、全ての議案に賛成いたします。

○藤野委員 新政ならとして、全ての議案に賛成いたします。

○阪口副委員長 創生奈良として、全ての議案に賛成いたします。

○今井委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○阪口副委員長 それでは委員長に代わり委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 日本共産党会派としても、全ての議案に賛成いたします。

○阪口副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第54号中、当委員会所管分、議第56号、議第57号、議第62号中、当委員会所管分、議第65号、議第66号、議第68号及び議第69号については、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって議第54号中、当委員会所管分、議第56号、議第57号、議第62号中、当委員会所管分、議第65号、議第66号、議第68号及び議第69号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第2号中、当委員会所管分、報第6号、報第7号及び報第21号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。ご質問があれば、ご発言願います。

○藤野委員 補正予算等では、学校の臨時休校再開に対応した様々な予算が編成されております。感染防止策と教育活動のバランスをどう取るかというのは、今までに経験のないことです。そこで、今後の新しい学校生活、部活のスタートといった観点から数点にわたって質問します。

給食やクラブ活動の現状について、公立学校、小中学校ではどのようになっているのか、報告していただきたいと思います。

**○稲葉保健体育課長** まず、給食については、学校が再開された当初は、授業が半日であったり、午後からの登校であったり、分散登校を実施していました。その際には、簡易給食として実施していましたが、県立高等学校等については、6月15日からの全日授業の開始に伴い、学校の状況に応じて徐々に通常給食に戻しているところです。

部活動については、同じように分散登校中は小集団での活動を中心としましたが、分散登校の解除に伴い、全体練習も可能となり、練習時間は平日2時間、休日3時間程度で、平日1日、休日1日の休養日を設定するという部活動ガイドラインにのっとり活動していただいております。

また、大会、演奏会、展覧会等への参加、他校との練習試合、合同練習等についても6月19日から認めており、現在は通常の活動に向けて進んでいるところです。

**○藤野委員** 6月1日から段階的に再開されているということですが、当初、言われておりました、マスクの着用、手洗い、また、消毒液も含めた対応については、例えば、授業では必ず教室に入る前に、体育の授業であれば授業が終わって着替えなどが終われば、手洗い、うがいを行うという習慣付けの徹底などはされているのですか。

**○稲葉保健体育課長** 3つの密を取り去るために、マスクの着用、手洗いの励行、また、家庭での検温等についても各学校から周知し、習慣付けができてきていると聞いております。

**○藤野委員** 体育の時間も含めて、授業時間中のソーシャルディスタンス確保の取り組みも学校ではきちりされているのですか。

**○稲葉保健体育課長** 分散登校が終わり、全員登校になったので、各教室においては1メートルを目安として間隔を取る形で授業を行っております。また、体育においても可能な限り屋外で実施し、気温が高い日は熱中症に注意すること、また、体育館で実施する場合には呼気が激しくなるような運動は避けるよう注意し、もちろんソーシャルディスタンスを取った状態で授業を行っていただくことにしております。

**○藤野委員** 新しい学校生活という観点からの様々な取組については、学校側もいろいろと苦労があると思いますので、教育委員会の支援をお願いしたいと思います。

次に、県教育委員会が行ったアンケートの結果、高等学校入試の範囲を狭めるということが新聞報道されました。授業日数が不足しているというのは否めないところです。

文部科学省も新型コロナウイルス感染拡大によって5月末まで休業した場合、中学3年生の授業日数は、例年に比べて45日程度不足するとの試算を明らかにしております。また、学習内容の一部を家庭学習などで行うことで20日程度、長期の休みの短縮などで35日程度を取り戻せると想定しています。中学3年生については、夏休みを3週間程度確保しつつ、年度内に必修を終えるスケジュールも文部科学省が示されたということですが、この中で気になるのは特別活動の扱いです。例えば、体育大会、修学旅行、文化祭、校外学習などです。奈良県としては、県立学校、あるいは小中学校の特別活動の対応について、どのように対策を考えているのかお聞きします。

**○山内学校教育課長** 感染症対策を踏まえた特別活動の実施についてですが、特に学校行事についてのお尋ねだと思います。

県立学校を例に申し上げますが、現在のところ学校行事については実施を可としております。ガイドラインやQ&Aを各学校に配布しており、例えば文化祭では、これまで一般公開や物品販売等をしておりましたが、人数制限を行うことや販売物の種類の再検討などを要請しているところです。

また、修学旅行については、9月以降の実施については、感染症防止対策を講じることを前提に、訪問地の状況把握、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行って、保護者の理解を得た上で、実施をするという考え方を示しております。

県立高等学校については、海外への修学旅行や研修旅行は、当面の間、延期または中止という方針を出しているところです。

**○藤野委員** 校外学習やクラブ活動は、生徒たちの思い出や、進学に対するPRの場として大切です。その反面、授業時数が減るということもあり、バランスが非常に大切だと思っております。

アンケート調査の結果を受けて、入試の不安に対応されたことは、非常に評価しているのですが、入試以外の不安というのは、今回のアンケート調査結果に課題として出ているのでしょうか。

**○山内学校教育課長** 藤野委員ご指摘のとおり、中学3年生を対象にアンケート調査を行い、6,092人から回答を得たところです。

まず、学習活動や部活動について不安を感じているかという全体的な不安を問う質問では、73.8%の生徒が、不安だと回答しています。その中で、学習に絞ると、授業の進度、学習の内容、入試の出題範囲について不安があると回答した生徒が、それぞれ

約半数という結果になっています。

このアンケートの中で、学習以外については、部活動に関する項目があり、12.8%の生徒が不安を感じると回答している状況です。

**○藤野委員** 中学3年生の子どもたちの不安については、我々も心が痛いです。精いっぱいに対応を、ぜひともよろしくお願ひしたい、また、市町村教育委員会に対しても働きかけていただきたいと思います。

高校生の進路には、就職と大学等への進学があります。朝のNHKでも、大学の進路について、様々な課題や問題点が報道されていましたが、先般、新聞で、厚生労働省は来春卒業予定の高校生の就職活動について、企業による採用選考の開始を、当初の9月16日から1か月遅らせ、10月16日からとすると発表されたと報道されておりました。高校生の就職活動について、県教育委員会として、何らかの方向性を示しているのですか。

**○山内学校教育課長** 就職を目指す高校生たちにとって、就職のスケジュールは大きな関心事であり、我々としても支えないといけないという基本的な認識を持っております。

そこで、4月から県及び労働局を含めた就職問題連絡会議を2回重ねてきました。その中で、ようやく6月11日に国から統一的な基準として、1か月遅れのスケジュールを組むことが発表されたことを受けて、スムーズに行くように、現在、関係機関と調整を行っているところです。

まだ整理すべきところは残っており、1回目の応募のスケジュールは先ほどのおりですが、2回目以降の応募が可能となる期日等を定めていませんので、このスケジュールをできるだけ早く定めて、生徒たちに知らせて安心感を与えたいと思っております。

**○藤野委員** その対応を、ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応で、教育実習ができない状況です。受入先の県教育委員会もかなりの影響を受けるのではないかと思います。教育実習に関する現在の教育委員会の取組などをお聞きしたいと思います。

**○上島教職員課長** 教育実習の受入れについてですが、本年4月2日に開催された教育委員会において、新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、教育実習の受入れについては9月以降に延期すると議決されました。その旨、同日に各県立学校長宛てに通知し、また市町村教育委員会教育長にも、市町村立学校において同様の対応をお願ひしたところです。

9月以降の教育実習については、実習生の健康管理等、感染対策を徹底することが前提ですが、各学校と大学等で受入日程等を協議・調整されているところです。

○藤野委員 教育実習については、教員免許取得のめどが立たないという不安もありますし、学生の卒業にも影響が出る可能性があるという指摘もあります。そこは何らかの対応を、国として進めていただきたいと思います。また、県教育委員会からも何らかのアクションが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、文化・教育・くらし創造部にお聞きいたします。

現在、大和郡山市ではLGBTに係る様々な取組がなされております。市民向けのパンフレット、リーフレットの配布等もされております。男女共同参画社会の中でLGBTQの認識、理解を含めた取組もされています。去年の12月の人権フェアでも講演等が行われたところです。

先般、三重県でLGBTへの差別を禁止する条例を制定し、アウティングの禁止を都道府県で初めて盛り込む方針を決めたという報道がありました。アウティングというのは、過去に一橋大学で、法科大学院生のゲイの学生が、同級生に性的指向を曝露され、精神に不調を来し、校舎から転落死するといった痛ましい事件が起きました。これは社会問題になって、一橋大学がある東京都国立市が、2018年にアウティング禁止やカミングアウトの自由を盛り込んだ画期的な条例を全国で初めて施行しました。

これは差別問題にもつながっており、人権という観点からも非常に大事にしていかなければならないではないかと思っております。今すぐ条例を制定せよということではありませんけれども、LGBTに関する様々な差別事象も含めた取組について、県の見解をお聞きします。

○水谷人権施策課長 どのような性で暮らし、誰と生きていくかということは、元より尊重されるべき基本的人権であり、性的マイノリティの人々に対する県民の理解を深め、差別や偏見が解消されるような取組を進めることが重要であると認識しております。

県においては、平成16年3月に策定した、県の人権施策の中長期的な推進指針である奈良県人権施策に関する基本方針を、本年3月に改定し、新たに性的マイノリティの人権を人権課題の1つに位置づけ、施策を推進していくことにしております。

条例に関してですが、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならないことを規定している条例は、都道府県では東京都、大阪府、茨城県において制定されております。本人の許可なく性的マイノリティであることを公にするアウティ

ング行為を禁止する規定を盛り込んだ条例は、今のところ都道府県にはありませんが、藤野委員お述べの東京都国立市が、平成30年4月に全国で初めて施行しています。都道府県では、三重県が今年度中の制定を目指していると承知しているところです。

本県においては、他の自治体の動向を踏まえるとともに、国会において性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が継続審議になっていることから、その成立についても注視していきたいと考えております。

○藤野委員 LGBTの取組というのは、これから県民の理解をいただきながら進めていかなければならない取組であろうと思います。7月からは、差別をなくす強調月間が始まります。そういった取組の中で、もう一度、こういった差別事象があることを多くの方々に知っていただき、差別を絶対に許さない、なくしていこうという取組を、県としても大いに啓発していただきたい。このことを強くお願いして質問を終わります。

○今井委員長 それでは、また1時間たちましたので、休憩を入れたいと思います。35分まで休憩します。

15:24分 休憩

15:35分 再開

○今井委員長 それでは再開したいと思います。

ご質問がある方、いかがでしょうか。

○植村委員 私からは3点お聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、拉致問題についてお聞きします。

今月の6月5日に、拉致被害者、横田めぐみさんのお父上である横田滋さんがお亡くなりになりました。本当に長い間待ち続けてこられた横田ご夫妻ですが、結局会うことができずにお亡くなりになり、本当に無念であろうかと思えます。ご冥福をお祈りしたいと思います。

6年ほど前に、横田滋さん、早紀江さんが奈良県に来られて、当時の副知事と仲川奈良市長に、「拉致問題解決に協力をお願いします。」と言っておられたのが昨日のように思えます。私たちも地方議員、政治家の一人として解決に結びつけることができなかつたことを反省し、また、早紀江さんがお元気な間に、すこしでも早く取り戻したいと思えます。

さて、北朝鮮による日本人拉致問題に関して、本年も内閣官房拉致問題対策本部より、拉致問題に関する啓発活動が要請されていると思いますが、やはり拉致問題の解決には

一層の世論の喚起が不可欠であるわけです。そういった中で、本年も本県及び教育委員会に政府から要請が届いていると聞いておりますが、どのような要請が届いているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○大橋人権・地域教育課長** 拉致問題については、救出を待つ拉致被害者の方々はもとより、そのご家族も高齢となる中で、一日も早い解決が求められていると認識しております。

昨年度、拉致問題の取組の推進に当たっては、まず管理職の意識を高める必要があることから、拉致問題を考える国民の集い i n 奈良への参加を、小・中・高等学校の各校長会に呼びかけ、計 23 名に参加していただきました。

また、アニメ「めぐみ」の短縮版が作成されたことを受け、令和 2 年 1 月 22 日付で各市町村教育長及び県立学校長宛てに、活用を依頼する文書を発出しております。また、本年度は、「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」が、内閣官房及び文部科学省から発出されたことを受け、5 月 13 日付で改めて、アニメ「めぐみ」、映画「めぐみ」の活用について各学校に依頼の文書を発出したところです。

**○植村委員** 今年も対策本部から寄せられているということです。

昨年度は、アニメ「めぐみ」の上映状況を高等学校を対象に調査していただきましたが、今年度は、コロナ禍の中であるわけですが、小中学校を対象に、アニメ「めぐみ」などの上映会の調査を行うと聞いておりますが、状況をお聞かせください。

**○大橋人権・地域教育課長** アニメ「めぐみ」等の映像作品を視聴したときには、アンケートの提出を求めています。昨年 9 月以降、道徳の授業や職員研修にて視聴した旨の連絡を、小中学校計 5 校から受けております。

そのほかに、本年度、当課が県内全ての学校に依頼している人権教育の推進に関する調査において、昨年度の拉致問題の取組状況の詳細について、アニメ「めぐみ」の視聴の有無も含めて調査を行う予定になっております。

結果については、8 月以降にまとまる予定ですので、また、植村委員にお知らせいたします。

**○植村委員** 昨年のちょうど今頃、産経新聞で、奈良県がアニメ「めぐみ」の視聴の有無を掌握していないという不名誉な新聞報道もありました。コロナ禍の中ではありますが、ぜひ今回は、そのような方向で人権問題にしっかりと取り組んでいただけるよう、お願いしたいと思います。

次に、自転車の幼児用座席の年齢制限の緩和に関する細則の改正についてお聞きしたいと思います。

本会議でも我が会派から質問しましたが、奈良県道路交通法施行細則では、自転車には運転者以外の者を乗車させないことと定められており、つまり自転車の2人乗りを禁止しています。しかし、16歳以上の者が6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せる場合、または幼児2人を2人用の同乗用自転車の幼児用座席に乗せる場合はよいと規定されています。

本県の細則では、自転車の幼児用座席に乗せることができる年齢は6歳未満となっております。例えば、幼稚園の場合であれば、5歳のときには乗せられるけれども、6歳の誕生日を迎えた途端に乗せられないことになるわけです。また、罰金は2万円と聞いております。

このことについては、全国の保護者から、何とかしてほしいという声がたくさんあったため、制限緩和について、自由民主党の和田政宗参議院議員が国会質問を行いました。そのような経緯があり、自転車用幼児座席のSG基準の適用範囲が6歳未満から小学校就学の始期に達するまでの者と改正されたわけです。そこで、我が会派の代表質問で、奈良県にも要望しましたが、そのときに、大橋警察本部長は、「警察本部としても、改正に向けて7月からパブリックコメントなどを行う」と答弁されました。

私はそのことを受けて、複数の幼稚園などの現場で、規制緩和について聞き取りをしました。教員や保護者に聞かせていただいたのですが、そもそも6歳以上は違反になるということ自体が周知されていない状況であることが分かりました。

そこで、お聞きしますが、県内の公立・私立の幼稚園やこども園などに対する、2人、3人乗りの自転車の幼児用座席に関する法律や規則について、交通安全指導はどのようにされているのかお聞かせください。

**○稲葉保健体育課長** 県教育委員会では、これまでも自転車安全利用五則、自転車運転者講習制度、奈良県自転車条例に関する内容についても周知し、関係各課と連携して、子どもの交通安全に係る取組の推進に努めているところです。

植村委員お述べの件に関しても、これを機にさらに連携を強化し、学校または園における交通安全課題の改善と、命を守る教育の推進に努めていきたいと思います。

**○植村委員** ぜひ、これを機会に幼稚園の教員や、実際に送迎をしている保護者にも、こういった細則の変更に伴うことを知ってもらうよう伝えていただきたい。そもそも現

在は、6歳になると乗せてはいけないわけですから、そういったことも交通安全の観点から、しっかりと伝えていただくようお願いいたします。

7月からパブリックコメントをするということですから、その指導がなされることにより、多くの方に関心を持っていただくことになり、交通安全につながるということになりますので、しっかりと取り組んでいただきますよう、お願いしておきたいと思えます。

最後に、奈良大文字送り火と高円高等学校のポスターの募集、展示会について、お聞きしたいと思いますが、先般、ポスターを制作すると答弁いただきましたので、楽しみにしております。

学校の子どもたちが、地域の伝統行事、年中行事に興味を示していただくことは、非常に重要だと思っているわけですが、奈良大文字送り火は、戦没者の慰霊を目的として昭和35年に、私が生まれた年ですが、始められたわけです。現在は、災害などで亡くなった方々も含めて慰霊を行うとともに、世界平和を祈る行事として毎年8月15日に催されており、今では奈良の夏の観光には欠かせない年中行事となっております。

今年は、中国から始まったとされる新型コロナウイルス感染症の拡大で、これは世界規模の問題となっているわけですが、国内でも昨日現在、感染者は1万8,476名、お亡くなりになられた方は972名となっております。世界でも1,000万人を超え、累計死者は50万人を上回ったと報道されておりました。

そのような中で、第61回目となる奈良大文字送り火は、縮小方向ということは奈良市観光協会から聞いておりますけれども、コロナ禍で犠牲になられた世界中の方々の慰霊と、新型コロナウイルス感染症の早期の収束を祈るためにも開催されると聞いています。

そのような中で、大文字送り火が点火される高円山の麓に位置する県立高円高等学校、来年は高円芸術高等学校になりますが、その生徒による奈良大文字送り火の祈りを込めたとも言えるポスター制作と展示会が開催されると聞き及んでおりますけれども、実際にはどのように進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○山内学校教育課長** 地域の伝統行事に対する取組についてのお尋ねです。

植村委員からご説明いただいたとおり、奈良大文字送り火については、これまでから西の京高等学校や奈良朱雀高等学校で出前授業等が行われていましたが、加えて、高円高等学校がポスターの制作について関わるることについて、2月議会で答弁したところで

す。このことについては、奈良市観光協会と連携し、高円高等学校の美術科、デザイン科の生徒を対象とした、奈良大文字送り火をテーマにした絵画の作成及び広報について取組を進めているところです。

絵画の募集を行ったところ、手描きの作品だけではなく、パソコン等を用いて描いたデジタル作品も含めて65点の作品が集まりました。これらの作品を奈良市観光協会に出品したところ、審査会が開催され、金賞や銀賞などの優秀作品等を選出いただきました。今後、7月上旬に、奈良交通株式会社本社にて優秀作品の表彰式が開催され、優秀賞を獲得した生徒に賞が贈呈されると聞いております。

これらの優秀作品も含めて、高円高等学校から提出された作品については、県庁東側の奈良公園バスターミナルに作品展示場を設けて、7月14日から8月19日まで展示を行う予定です。高校生が描いた絵画の鑑賞を通して、本県の伝統である奈良大文字送り火について、県民の皆様幅広く知っていただく機会にしたいと考えております。

なお、高円高等学校においても、優秀賞を獲得した生徒を紹介するような際に、奈良大文字送り火が行われる意義についても紹介する予定であり、このようなことを通して、生徒が奈良の伝統行事について興味を持ち、学びを深めるよう取組を進めていきたいと考えております。

**○植村委員** 奈良公園バスターミナルで展示されるということですので、私も楽しみにしておりますし、ぜひ大勢の方々に、ソーシャルディスタンスを守りながら、子どもたちの作品を見ていただきたいと思います。今後も、そういった伝統行事に関心を持ってもらえる教育を進めていただくことを要望して、質問を終わります。

**○小村委員** 国際高等学校について、3月10日の文教くらし委員会で、一般入試の倍率が0.58倍であったことに対する県教育委員会の認識をお聞きしましたが、入学者選抜試験の選考中であることから、2次募集が終わってからという答弁でした。その後、分析結果等が出ているのであれば教えていただきたいと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 国際高等学校の入試結果についてのお尋ねですが、特色選抜では、64名の募集人員を超える100名の出願者でしたが、一般選抜では、120名の募集人員に対して69名、また、2次募集では、51名の募集人員に対して33名の出願者にとどまっております。教育内容をはじめ、国際高等学校の魅力を十分に浸透させることができなかつたことが要因であると考えております。

国際高等学校では、奈良県初となる取組として、生徒全員がタブレットを持って、通

常の授業だけではなく、家庭学習等においてもタブレットを活用した教育活動を行っております。また、ネイティブ教員による英語の授業のほか、世界の言語の授業として、1年生では中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語の5つの言語について学び、2年生からは選択した言語について学びを深めるといふ、全国初の取組も行っております。

これらの取組については、複数のメディアに取材に来ていただき、意欲的に学習する生徒の姿が報道されております。今後、ホームページ等を活用した積極的なPRに努めるとともに、国際高等学校で行われている授業を、中学生にも体験してもらえらる機会を、ぜひ設けていきたいと考えております。

**○小村委員** PR不足であったということは、一定認識していただいていると思うのですが、フォローするわけではないのですが、国際高等学校の国際科plusの特色選抜に関しては倍率が1.52倍であり、一条高等学校の普通科（科学探究コース）が2.25倍、磯城野高等学校は2つのコースが高い倍率なので、1.52倍というのは4番目の倍率です。国際科plusは、海外留学や海外の大学への進学を目指して設置された科だと思うのですが、非常に人気があったということです。

ただ、一般入試の国際科になると、今度は倍率が0.58倍であり、私も分析しきれないのですが、国際科plusは評価されているけれども、国際科は評価が低くなっていることに対して、どのようにお考えでしょうか。

**○熊谷教育政策推進課長** 国際科plusについては本当に高い倍率でしたけれども、一般選抜、2次募集では低い倍率となっております。やはり海外留学や留学生を受け入れての学習という面で、国際科plusに、非常に魅力を感じていただいたのではないかと考えております。

ただ、国際科においても、先ほど申し上げた世界の言語の授業や、BYODを活用して生徒にタブレットを持っていただくなど、特徴を生かした家庭学習も含めた取組をしております。今年度も8月24日から、e-オープンスクール等で学校の魅力と特徴を伝えていきたいと考えており、国際科の魅力についても発信していきたいと考えております。

**○小村委員** 海外大学への進学というのは、すごく画期的で、留学志向は私たちの年代よりもさらに強くなってきていますが、国際科が少し中途半端に映っているのではないかと、私は認識しているのです。

国際科 p l u s に関しては、海外の大学に進学するためのカリキュラムが組まれており、海外志向が強い子どもは、国際科 p l u s に行きたいという強い思いがありますが、国際科については、英語を少し多く勉強するぐらいという認識が、まだ中学生や教員にあると思いますので、しっかりと P R していただきたい。また、国際科では、タブレットを使った教育など、英語以外にも最先端の学習に取り組んでおり、1年生のときには5か国語の授業があります。5か国語の授業の時限数は、あまり多くなかったのですが、深くは学べないと思うのですが、その言語の挨拶や世界の文化などを学ぶことによって、国際的な素養や感覚を身に付けることができるという考えなのではないかと思えます。グローバル探求では、1年生から3年生までの計9単位で、地球規模の課題を研究するのですが、SDGsを勉強するなど、国際科でも最先端の学習に取り組んでいると私は思っていますので、この部分はしっかりと P R していただきたいと思えます。

これからオープンスクールが始まりますが、国際科の特徴をどのようにしっかりと発信できるか。教員、保護者、受験生に分かっていただける工夫を考えていただきたいと思えます。私もできる限り考えて提案していきたいと思えます。

**○吉田教育長** 今回の入試を検証したところ、やはり一般選抜では受験生が普通科へ流れました。例えば、郡山高等学校で100人、一条高等学校で70人、奈良高等学校もかなりの数の受験生が落ちています。一般選抜では、子どもたちが普通科志向になっているという現状があります。

国際高等学校に関しては、実際には国際科 p l u s と国際科に、それほど大きな差がないことから、特色選抜で全クラスを募集して、2年生から細分化していくといったコースの設定を含めた方向性についても検討しております。

**○小村委員** 吉田教育長から突っ込んだ話もあったのですが、いろいろと調査・研究していただき、特色選抜で募集していくことも含めて、考えていただきたいと思えます。

そのほかに私が心配しているのが、模試を受けると偏差値で出るので、その偏差値で行ける範囲の学校から受験校を選ぶこともあるのですが、国際高等学校がどのあたりの偏差値に当たるのかが、今回の入試では予想しにくかったと思うのです。教育のカリキュラムを見ていると、相当高い偏差値でないと行けないのではないかと思えました。

国際高等学校のカリキュラムでは、英語の時間は全て英語で行い、CEFRのB1、

英検準1級に相当する、センター試験でいえば200点中160点以上の英語力を身に付けることを目標とするとされており、非常に高いレベルを要求されると子どもたちも思ったのではないのでしょうか。

そこで、国際高等学校は、どれくらいの偏差値の子どもを考えているのか、登美ヶ丘高等学校と同じぐらいなのか、それとも全然違ったレベルになっているのか、お聞きしたいと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 偏差値だけで国際高等学校を選ぶというわけではなく、まずは学びたいという意欲を持っている子どもたちに入学してもらいたいと、学校説明会等でも説明してきました。

国際高等学校は、海外留学やSDGsなど、今まであまり県立高等学校ではなかった学習内容がありますので、はっきりとした目的意識を持って入学してきた子どもたちを、ぜひ国際高等学校で、偏差値だけではなく、伸ばしていきたいと考えております。

**○吉田教育長** 県立高等学校適正化実施計画は、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校の3校から新たな2校を生み出すという理念で進めております。当初、私どもは、平城高等学校の生徒がリーダーとなって国際高等学校につないでいくという思いを込めて、平城高等学校の生徒を国際高等学校へ学籍異動する計画案を立てていました。そうすれば学校が、どんどん発展していくのではないかという思いでした。

したがって、小村委員から偏差値の話がありましたが、そういった私どもの思いを理解していただければありがたいと思います。

**○小村委員** 偏差値というと、なかなか行政では答えにくかったと思うのですがけれども、民間の感覚で言いますと、それがいいのかどうかは別として、やはり価値基準というものがあるので、初めの答弁では、意欲があれば誰でも行けるのかという話になってしまい、「行きたかったら、受験すれば、みんな合格にしてくれるぞ。」という話になると思っています。

吉田教育長の答弁で、初めに平城高等学校の生徒たちがリーダーになってほしいという思いがあって、それぐらいの学力の生徒たちが来てくれれば、実践的な教育を行って、新しい奈良県の教育を発信できるカリキュラムを組んでいることを理解しました。民間や学校の先生も、明確にこれぐらいの学力が必要だということが把握できていないと、なかなか生徒に進路指導ができないものですから、吉田教育長の答弁で理解しました。

次に、今後の国際高等学校の展開についてです。

国際高等学校は新しい学校なので、まだまだ知られていないことがあるので、教えていただきたいのですが、2026年の国際バカロレア認定を目指す、これまでの議会で答弁されていますが、「本当にできるのか。すごくハードル高い。」と私は思っています。

そこで、2026年に向けて、現在の進捗状況がどうなっているのか教えていただきたいのと、2023年に国際高等学校に県立中学校を併設するということですが、この進捗状況も教えていただきたいと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 2026年以降の国際バカロレア機構の教育プログラムの導入を目指して、今後、具体的な検討を進めていくところですので、今、答弁できる内容はありません。

また、2023年に国際高等学校に中学校を併設して、国際バカロレア認定に向けて進めていく予定です。

**○吉田教育長** 私から追加で説明いたしますが、教員の準備をすべきだという強い思いを持っています。そのために、秋田県の国際教養大学と連携し、今年度は、2名を国際教養大学に派遣しています。例えば、数学を英語で教えられる教員を育てていく必要があるということで、短期で国際教養大学に研修に行くことも視野に入れながら教員の派遣を継続して進めていきたいと思います。

まずは、教員をどのように育てるかということに、採用も含めて全力を挙げております。

国際教養大学との連携は、教員を派遣することによる教員の力量アップもありますが、国際教養大学のイングリッシュ・ビレッジという研修プログラムで、高校生が英語の授業へ参加していくことにもつながっていきます。

**○小村委員** 2026年以降に国際バカロレア認定を目指す上で、今、何をしなければいけないのか。また、今後、何をしなければいけないのか、しっかりと計画を立てて実践し、できるだけ早く国際バカロレア認定を受けていただきたいと思います。

先ほど吉田教育長は、教員の力を高めるために、秋田の国際教養大学に教員を派遣しているとおっしゃりましたが、今後は何をするのかというフレームを作っていただければ、私たちも分かりやすく、また、県民にも発信しやすくなると思います。

また、2023年、もう3年後に県立中学校を併設するということですが、現在、どのような段階にあるのか、3年後にはしっかりと設置できる段階になっているのか、教

えていただきたいと思います。

○吉田教育長 中学校を設置するというところで、中学校を担当できる教員を育てていく必要があり、現在、国際教養大学へ派遣している教員は、中学校の英語教員と高等学校の英語教員が1名ずつです。私どもには県立青翔中学校をつくった経験もありますので、中学校を設置することに関しては、それほど年数を掛けずにできると自負しております。また、中学校、高等学校の教員をしっかりと育てないと、国際バカロレア認定は実現できないと思っております。

○小村委員 中高一貫校の青翔中学校を作った経験もあるので、安心してほしいということかと思いますが、新しいことですので、現在、どのようなことをされているのか、着実に進んでいるのかを知りたいので、フレーム等で示していただきたいと思います。

この県立中学校ができると、中学校から高等学校まで一貫した国際教育ができて、海外の大学への進学や、目標に掲げている、真の国際人を教育できる、奈良県が目指している国際教育ができるようになると思っておりますので、予定どおり2023年に中学校を併設できるようにしていただきたいと思います。

国際高等学校の倍率に関しては、私どもも見てると前回も言いましたが、やはり3校を2校にするときには批判も出ますし、もちろん卒業生の思いというものもあり、その声は教育委員会にも届いていると思うのですけれども、だからこそ、よい学校をしっかりとつくっていかないといけないと思っております。本当は県立大学附属高等学校の話も聞きたいのですけれども、開校が令和4年4月であり、時間があるので、今日は国際高等学校について質問しましたが、この2校が奈良県を引っ張っていく学校になることを私は願っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますという思いで質問しました。

次の質問ですが、新型コロナウイルス感染症による学校休業期間があったのですけれども、今定例会の代表質問、一般質問で、先輩議員の方々が、特に小中学校の学力の到達度を心配して質問されました。その中で、吉田教育長が、小学校と中学校の到達度テストをすると答弁されたと思いますが、これはどのような時期に、どのような内容で実施するのか、詳細をお答えいただきたいと思います。

○吉田教育長 中学校に関しては、入試の範囲をどうするか、削減した範囲について質をどのように担保するかであって、到達度テストを中学生に実施することは考えており

ません。実施することにより、逆に、子どもたちの不安をあおってしまうことあるかと思えます。

しかし、小学6年生に関しては、国からの定数加配もあり、子どもたちの到達度を私たちが確認した上で、中学校へ送っていくことが必要ではないかということで、小学6年生に関しては、到達度をはかるための統一テストの実施を検討しております。

また、中学3年生1万人を対象にアンケートを実施しましたが、子どもたちが自分の志望校について、あまりよく知らないというアンケート結果が出ていることから、e-オープンスクールを実施していきます。

奈良県は、ICTの活用能力が低いということもあるので、全面的に展開していこうということで、「G Suite for Education」を、今後、最大限に活用して、総力を挙げて子どもたちの力をつけていこうとしています。今回の統一テストも、「G Suite for Education」を活用したいと考えております。

到達度を見るわけですが、英語に関しては、到達度をはかる必要はないのではないかとというのが現在の議論です。国語、算数、理科、社会の4教科に関しては、1月をめどにテストを実施することを考えています。1月に実施するのは、タブレット等が小中学校にも入って、ネットワーク環境もよくなっていると思われるからですが、1人1台のネットワーク環境が整わない場合には、日時を合わせて統一的にテストを実施することが不可能になるかもしれません。その場合には、到達度を調べることを目的であるため、学校あるいは市町村ごとに、実施期間に幅を設けることも可能ではないかと思っております。

また、点数にこだわるのではなく、領域ごとにテストをすることによって、どの領域が到達できていないか把握することを視野に入れて、しっかり具体的に検討していきたいと思っております。

○小村委員 統一テストはGoogleの「G Suite for Education」を使って実施するということですが、私が県議会議員になって初めての一般質問で、ICTを使った教育について質問したのですけれども、奈良県の教育委員会が大きく変わったと喜んでおります。オンラインは非常によいのですが、小学6年生がどれぐらい使えるのかということもあります。今から配ればテストぐらいであれば使えるのかもしれませんが、少し考えていただきたいところですので、お願いしておきます。

1月に統一テストを行った後に、到達度が低い領域があった場合には、オンラインでフォローするのか、それとも、例えば教員が放課後にフォローするのか、これはどちらでしょうか。

**○吉田教育長** 統一テストは研究会ともタイアップして実施したいと思っておりますが、研究会は過去に、小学6年生のテスト問題を作っています。四択で選ぶ問題であれば子どもたちも慣れているので、タブレットの使い方に慣れていけば、恐らく四択で答えることはできると思います。オンラインの選択問題であれば、教員に負担を掛けずに、集計が領域別にすぐにできるという利点があります。

また、到達度が低かった場合には、オンラインでフォローすることもできるかもしれませんが、小学6年生ですので、学習指導員や国の加配をどのように活用するかということは、当然、視野に入れております。

**○小村委員** 吉田教育長からの答弁で安心しました。到達度が低いときに、またオンラインで映像を見るという形になると、少し心もとないと思っていました。

市町村によっては、放課後学習支援事業を実施しているところもあります。学校の先生の負担が非常に大きくなっているのです、そのような事業の活用について、各市町村でも考えていただければと思います。

今回の学校休業期間により、子どもたちの心の面、学力の面について、いろいろ心配される場所ですけれども、教育委員会や地域の大人がしっかりフォローして、子どもたちをしっかりと守っていく取組をやっていただきたいですし、私も頑張っていきたいと思っております。

**○阪口副委員長** 7点質問しますので簡潔に申し上げます。

1点目は、長期休校で県立高等学校において授業時数が不足し、教科書の内容が十分に消化できていないと思いますが、その実態と今後の対応についてお聞かせください。

**○山内学校教育課長** 県立高等学校においては、4月8日に一旦、学校を再開したものの、4月13日から5月末まで在宅教育を実施しました。その後、6月1日から2週間の分散登校を経て、15日から一斉の授業を行っているという状況です。

このような状況の中で、授業日数の確保は非常に重要であるため、考査や行事を除く実授業日数について、昨年度との比較を行いました。

今回、教育委員会規則を改正し、1学期の期間を7月末日まで延長したこと、一定期間の分散登校ができたこと、在宅教育期間中の教育もあわせると、実授業日数としては、

おおむね例年どおりに近い状況を確認できると考えています。今後、2学期に入って、指導項目の重点化を行い、しっかり指導していくことで、年間の学習内容を指導できるものと考えているところです。

**○阪口副委員長** 7月末まで授業を実施するというのは、当然、夏休みの期間を短縮するということだと理解しています。

私が申し上げたいのは、休校があったため、全てが今までと同じようにできるわけではなく、体育の授業等は、体育館であっても外であっても、熱中症対策を行いながらであり、授業時間が50分のところが、40分となっても仕方がないですし、実態に合わせて対応していただきたい。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策として、学校ではどのような点に留意して指導されているのか。

私は県が6月10日に出された「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」を何回も読みました。このガイドラインの4ページの(9)に、修学旅行については、原則としては延期と書いてあるのですが、先ほど山内学校教育課長は、実施を検討すると答弁されました。私は学校によって、修学旅行に行けるのであれば、そうしていただければありがたいですし、授業時数が確保できていないところであれば中止や延期でもやむを得ないと思いますが、ガイドラインと今の答弁が違うので、県としては、6月10日のガイドラインをもとに活動しているのか、新たにガイドラインに補足・追加をしているのかお聞きします。

**○山内学校教育課長** 説明が不十分で失礼しました。先ほど説明した学校行事のうち、修学旅行については、9月以降に状況判断の上、実施を検討するよう6月26日に各学校に改めて指示を出しました。学校により、それぞれの行き先も違いますし、学校の教育課程の進み具合もあるので、そういったことを総合的に判断できるように、改めて指示を出しました。

ガイドラインと、そごが生じている部分がありますので、今後、必要に応じてガイドラインの修正等を行っていきたく思っております。

**○阪口副委員長** ホームページには6月10日のガイドラインしか載っていないので、追加したものを掲載していただきたいと思います。ガイドライン全体としては、内容はよくできていると思っています。

ただし、クーラーをつけて換気をしますが、クーラーの設定温度は28度ぐらいにし

ていると思うのですが、28度では窓を開けると効果がないので、そこは柔軟に対応していただくとありがたいと思うのですが、どうでしょうか。

**○稲葉保健体育課長** これからは、十分な熱中症の予防対策が必要になってきますので、適宜、空調設備の使用に関しても、活動場所、活動内容を考慮しながら設定するように、お願いしていきたいと考えております。

**○阪口副委員長** 3点目ですが、奈良県は新型コロナウイルスの感染が現在ゼロということですが、東京では毎日50人を超えているわけです。今後、第2波が冬に来る可能性も十分にあると思います。今回、1人1台のタブレットが生徒に与えられていると思うのですが、新型コロナウイルスの感染により休校になったとき、私立学校では双方向のオンライン授業をやっていると、私立学校に通っている高校生に面談して聞きました。もちろん校内のICT化は必要ですが、双方向のオンライン授業を行う必要があるのではないかと思います。

当然、対応方針は、6月11日に出されているとは思いますが、第2波が来たときの双方向のオンライン授業についてお聞きします。

**○吉田教育長** 本会議で答弁したように、奈良市ではG-Suiteを使って双方向の授業を中学校で実施しましたが、うまくできたので、成功したと思っております。阪口副委員長がおっしゃる双方向のオンライン授業を行うために、現在、G-Suiteを活用する方向で進めております。

県立学校においても、携帯も含めたデバイスを活用することにより、双方向のオンライン授業を行っていきたいと思っております。

**○阪口副委員長** 秋もしくは冬に第2波が来たときには、オンライン授業でしか授業時間の確保はできないと思いますので、その時のために、今から準備をよろしく願います。

次に、4点目ですが、代替高校野球県大会については、山本議員から本会議で質問がありましたが、吉田教育長の配慮で、教育委員会と高等学校野球連盟の共催となりました。ありがたいことだと思うのですが、例年は奈良テレビで2回戦あたりからテレビ中継があると思うのです。コロナ禍ですから、たくさんの方が応援に行けないので、テレビ中継をしていただければ、全体の士気も高まるのではないかと思います、状況が分かればお教えいただきたい。

**○稲葉保健体育課長** 代替高校野球県大会のテレビ中継については、高等学校野球連盟

に確認したところ、1回戦、2回戦の計22試合については、例年どおり、近鉄ケーブルネットワークによる中継となっております。

それから、3回戦から決勝までの計15試合については、奈良テレビ放送による中継となっており、さらに、決勝戦はNHK奈良放送局による中継も行われる予定となっております。

**○阪口副委員長** 今回もそういう方向ということですね。

次に、5点目ですが、県民だよりに奈良マラソンのことが載っていて、実施するのかと思っていたら、やはり中止ということで、それは仕方がないと思うのです。

奈良マラソンに代わるものとして何かをしたいという報道発表がありました。何でも自粛、萎縮では、県の経済が回っていかないので、やれる範囲でいろいろな行事をしていくのは非常に好ましいと思いますので、奈良マラソンの代替イベントについてお聞かせください。

**○木村スポーツ振興課長** 奈良マラソンの中止に伴う代替イベントですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後の状況次第という条件はあるものの、安全対策を十分に行った上で何ができるか、既に検討を始めております。

例えば、オンラインマラソン。バーチャルマラソンとも言いますが、参加者が全国各地の好きな所を走っていただくというものです。スマホアプリやGPSなどを使って、距離やタイムを測っていただくというイベントです。この方法であれば、1か所に集まらないため3密を避けられるということと、自宅周辺でも実施できるため、全国各地、どなたでも参加しやすいと思っております。

そのほか、参加人数の制限はかかるとは思いますが、陸上競技場内でミニマラソン、あるいはトップアスリートを招いてのランニング教室や講演会といったものも開催したいと考えております。

今年のマラソン大会が中止になったことは非常に残念ですが、できるだけ多くの方々に楽しんでいただける代替イベントを開催して、来年以降、また奈良マラソンに参加したいと感じていただけるイベントにしたいと考えております。

**○阪口副委員長** 次に、6点目ですが、県立高等学校の制服に関する質問です。

本会議でも取り上げていますし、文教くらし委員会でも何回か質問しています。

私が申し上げたいのは、メーカーが4社と、非常に少なく、メーカーと一部の販売店がくつつくことで、いろいろな販売店が参加できなくなり、保護者が近くで買いたくて

も買いにくいということです。また、競争性を確保することで制服の価格が下がるのではないかと思います。

答弁の中で、メーカーと販売店を分けて公募することも考えているという話があったわけですが、どのような入札改革をしているのかお聞きします。

**○熊谷教育政策推進課長** 平成29年5月に「学校指定物品の取扱いに関するガイドライン」を策定し、さらに令和2年1月に、より詳しく「学校指定物品の取扱いに関するガイドラインの運用について」を定め、ガイドライン及び運営基準を示して、適切な指定物品の取扱いが行われるように、県立学校にも通知しております。

その中で、阪口副委員長お述べのような、メーカーと販売店を分けた入札についても説明しております。メーカーと販売店を分けた入札については、現在、1校において、モデル校として実施しています。そのモデル校の取組を、県立事務長会等を通じて報告していただくことで、ガイドラインの趣旨に沿った業者選定の方法を周知していきたいと考えているところです

**○阪口副委員長** 今日は時間も詰まっていますので、また、モデル校はどの学校か、どのような方法なのか、お聞かせください。

次に、県立山辺高等学校についてです。

私は、いつも朝に2時間、新聞を読むのですが、毎日新聞、読売新聞、奈良新聞、関西テレビ等でサッカーのことが報道されているわけです。私たちは全然聞かされていなかったのですが、報道の概要を簡単に言うと、山辺高等学校のサッカー部は、あるサッカークラブと提携しており、同社が部や寮生活の管理運営もしていたということで、問題は、生徒がサッカー部を辞めることで退学を余儀なくされたということです。

山辺高等学校のコメントですが、運営や練習は全てボスコヴィラに任せていたけれども、チームの位置づけは部活動だということで、よく分かりません。運営や練習を全て任せるといふのはいかなものかと思うわけです。

県はこのことについて、どのように思われているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○吉田教育長** この件に関しては、経緯を知っていただく必要があると思えますので、お時間をいただきたいと思えます。

今回の報道は、我々が高等学校の部活動の管理運営を委託しているのではないかと読めると思いますが、それは事実ではないのです。

当初は、クラブチームとしてのボスコヴィラがありきで、地域活性化のためにサッカーを軸にして、子どもたちを全国から集めてこようということでした。

高校生の年代ですので、高等学校教育をどうするかということで、山辺高等学校は定員の課題等があり、全員が受験することが可能であるということで進めてきました。

正月のサッカーが魅力的であるため、出場したいとなったときに、奈良市と協定を結んで行っていましたので、我々はどう判断したかといいますと、例えば水泳でしたら、生徒がスイミングクラブで練習している場合、学校では部活動として登録しています。そうすると、この生徒は高等学校の水泳部員として、いろいろな高等学校体育連盟の試合に出ることができます。その方式がサッカーでも可能であると判断し、指導者、監督はボスコヴィラですけれども、水泳と同じ方式を取るということで、高等学校の部活動として認めることとなりました。

認める際には、高等学校の生徒ですので、ボスコヴィラを辞めたら、すぐ退学になるのかいうと、それは教育上よくないので退学にはなりません。辞める場合はボスコヴィラには住めないですから、奈良県のどこかに住んで、山辺高等学校を卒業したいという場合は、きっちり受け入れていくべきだということで、校長と連携を取りながら進めてきました。

今日、私も新聞で読んだのですけれども、訴状には県教育委員会が入っていないようですが、新しい校長であるため、十分認識した上でコメントを出したかどうかは、まだ確認はできていません。

**○阪口副委員長** テレビが1社と、多くの新聞が取り上げており、当然、読んだ人は山辺高等学校はどうなっているのかという認識になると思うのです。どのような協定になっているのか、また協定書等を見せいただきたい。生徒が退学を余儀なくされたという報道ですけれども、寮に入っていたから退学せざるを得なかったと思いますが、あくまで部活動なので、山辺高等学校の部活動の位置づけも、今後、考えていかなければいけません。

まず、どのような協定書なのか、また、先ほど説明された経緯や訴状等についても教えていただきたい。私たちは、何も知らないまま今日に至っているので、そこはいかなものかと感じます。

**○吉田教育長** 今日、私も初めて新聞を見て、びっくりしたところですが、経緯等も含めて、今後、しっかり説明させていただきたいと思っております。

それから、ボスコヴィラを辞めた子どもたちが、奈良県内の通信制の学校に進んで、そこで部活動も含めて学校生活をしているということもあり、いろいろなケースがあるので、それについてもきっちり調べながら、もちろん委員にも報告等をしながら、今後の在り方の検討を進めていきたいと思えます。

○今井委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○阪口副委員長 それでは、委員長に代わり、委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 もう時間もあまりありませんので、簡潔に質問していきたいと思えます。

まず、県立高等学校適正化実施計画がスタートした年ということで、私は今年度の入試がどういう状況になるか、非常に注目しておりました。先ほどから、いろいろな意見がありましたけれども、県教育委員会としては、今年度の入試結果をどのように見ているのか、お尋ねしたいと思えます。

それから、県立高等学校適正化実施計画の対象期間は2027年までとなっており、予定どおり行くと、2027年まで続いていくことになるわけですがけれども、計画の対象期間中において、魅力と活力ある高校づくりの推進のために不断の検討を行うと記載されていますが、今年度の入試結果を受けて、今後、どのようにしていくのか、お伺いしたいと思えます。

それから、今、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けると言われておりますけれども、先ほど、クーラーの設定温度の話がありましたが、昨年、校長先生が非常に電気代を気にしてクーラーを消して歩いたという話を聞いております。当然、クーラーをつけながら換気をするため、さらに電気代が掛かると思えますが、電気代の負担について、県は考えているのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

それから、熱中症の関係ですけれども、35度以上は屋外活動をしないようにという文部科学省のガイドラインが出ておりますが、今年は、従来であれば夏休みの期間に、子どもたちが学校に通うことになるので、熱中症のことは非常に心配しております。学校の先生も、1日授業をするとマスクを3枚ぐらい替えないと、ぼとぼとになるということです。文部科学省のガイドラインを見ると、保健室に冷凍庫を設置して、ペットボトルの水を凍らせておくという、熱中症が発生したときの、そういった対応が詳しく出ているのですけれども、熱中症の対策について、県で考えていることがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

子どものことについても、いろいろ聞こうと思ったのですが、時間がなくなってしまったので、また個別に聞かせていただこうと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 入試結果についてお尋ねがありました。

国際高等学校については、今年度、開校しましたが、新設校ということもあり、受験を控えることにつながった面もあると思われます。

また、全体の応募状況を見ると、中学生の普通科志向、専門学科への理解不足もあったのではないかと考えております。さらに、各校の教育内容や魅力を、十分に浸透させることができなかつたと認識しております。

来年度以降も、国際高等学校に引き続き、順次、高等学校が開校していきます。県立高等学校適正化実施計画の対象期間は令和9年度までとなっており、すぐに見直しということではなく、国際高等学校の充実も含め、その魅力について発信していきたいと考えております。また、中学生、保護者、進路指導担当の中学校の先生方にも、様々な機会を通して積極的に情報発信を行い、魅力を伝えていきたいと考えております。

**○春木学校支援課長** 県立学校の空調設備の使用にかかる電気代について、質問がありました。

県立学校の電気代にかかる今年度の予算額については、3億1,000万円余りが計上されています。

各学校に対しては、今月11日に「新型コロナウイルス感染症の感染予防対策にかかる県立学校施設での空調設備の運用について」という文書を通知しており、通知の中で、例年よりも空調設備を稼働させる日数が増加することに加え、空調設備の稼働中に換気をするため、室温が上昇し、例年以上に電気使用量が増加することが見込まれるが、児童生徒及び教職員の健康管理を十分踏まえて、適切に稼働させるようお願いしているところです。

あわせて、その他の学校運営費の節減に取り組まれた上で、空調設備の電気代が増え、学校運営費が不足する場合は、学校支援課に相談するようお願いしているところです。

4月、5月は、学校が臨時休業となっており、その分、電気代は減っていると考えておりますが、夏休みが短縮されるため、その分は電気代が増えると思っております。現時点では、その分の差引きが、どのようになるかは分かりませんが、増加する場合は、教育委員会全体の予算から、各事業の執行状況を把握した上で、執行残が見込まれるものがあれば、そちらを電気代として充当することも考えているところです。

○稲葉保健体育課長 熱中症の防止については、保健体育課から4月1日に、「熱中症の事故防止について」という通知を1度発出し、その後、学校教育活動が徐々に再開されるに当たって、5月11日、6月1日にも通知を発出しております。

その中で、今年度は在宅学習期間が長かったので、子どもたちが、暑熱順化が十分にできていないこと等を十分に注意した上で学校教育活動を再開させること、また、熱中症予防のためにマスクを無理強いすることなく、マスク等を外して活動することなどを通知し、現在のところ、例年より熱中症の発生報告数は少なく、予防はできていると思えます。

部活動、体育の授業においても、十分な水分補給や休憩時間を例年よりも長めに取ることなどを校長会等を通じて周知しておりますので、今後も徹底していききたいと思えます。

○今井委員長 高等学校の関係ですけれども、県内の中学校卒業生の98パーセントが高等学校を目指しています。県立高等学校としては7,605人の受入枠を用意していましたが、実際に入学した生徒は7,045人ということで、受入枠よりも560人も県内の高等学校に進学した子どもが少ないという状況です。

国際高等学校は、今年度、新たにできた高等学校で、22人定員割れという状況です。そして、今年は、平城高等学校と登美ヶ丘高等学校の募集停止により、約600人分の普通科の受入枠がなくなっていますが、北部の普通科は、いずれも定員を超える応募があった一方で、中部・南部の普通科では定員を大きく下回るという状況になっております。特に、高校再編の対象になった学校では落ち込みが大きく、大淀高等学校と吉野高等学校は、次年度、募集停止で、奈良南高等学校になりますけれども、大淀高等学校は160人の募集に対して77人で、83人定員割れ、吉野高等学校は3つの専門コースで111人の募集に対して20人で、91人定員割れという深刻な状況です。また、大宇陀高等学校と榛生昇陽高等学校は、2022年に宇陀高等学校になる予定ですが、大宇陀高等学校は120人の募集に対して20人で、100人定員割れです。そして、榛生昇陽高等学校の普通科は120人の募集に対して53人で、67人定員割れですが、こども・福祉科は募集人員を11人上回るという状況になっております。

普通科高等学校を受験して不合格となった人数は、奈良高等学校が57人、西の京高等学校が16人、高田高等学校が75人、郡山高等学校が117人、橿原高等学校が17人、畝傍高等学校が63人、生駒高等学校はクラスを増やしておりますが13人。奈

良北高等学校が普通科11人と数理情報6人で17人、香芝高等学校が35人、一条高等学校も募集枠を増やしておりますが、360人の枠に対して607人が受験しているという状況です。

また、特色選抜で不合格となった生徒が227人、一般選抜で395人、2次募集で4人と、626人の生徒が試験に落とされるという経験をしております。

一方、県内の私立学校の数字はいただけていないのですが、出願状況だけで見ると、平均倍率が3.76ですので、非常にたくさんの方が応募しているということです。私立学校は一部、美術、衛生看護などの学校もありますが、ほとんどが普通科となっております。

奈良県の県立高等学校の在り方としては、普通科を減らして、専門学科を重視する方向で進めてこられていますが、このまま進めて行くと、本当にアンバランスな進学状況が続いて、子どもたちに余分なストレスがかかる状況になるのではないかと強く感じております。もう一度全体を見て、来年度以降、どのようにするのがよいか、ぜひ検討していただきたいと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

**○山内学校教育課長** 今回の入試結果を受けて、次年度の見直し等について意見をいただきました。

本年度については、特色選抜の倍率が、昨年度の1.13倍から0.98倍、一般選抜の倍率が、1.00倍から0.94倍に下がっていることは重く受け止めているところ です。

一方で、一部の学校から不合格者がたくさん出ているというご指摘もいただきましたが、例えば、一般選抜の全日制の全不合格者数は、昨年度より幾分減少しております。年度によって、どうしても集中してしまうこともあるのですが、そういった数字も見ながら、今後の対応を考えていきたいと思 います。

南部・東部地域の学校についても、課題をご指摘いただいたところですが、南部・東部地域については、統合して学校の活性化を図るとい うのが、県立高等学校適正化実施計画での目的ですので、しっかりとした学校づくりをして、課題の解消を図っていき たいと考えております。

**○今井委員長** 県は、統合して学校の活性化を図るとい う思いがあるわけですが、実際の結果を見ると、大きく定員割れしており、入りたい学校がある地域ではなかなか入れ ず、来てほしい地域には全然来てもらっていないという状況です。

奈良県は、オンラインでいろいろな意見が聞けるシステムを導入しているので、どのような高等学校の在り方がよいのかを、ぜひ、学校の関係者、保護者、生徒等に聞いていただき、せっかく税金を使って県立高等学校を運営しているわけですから、本当に皆さんの思いに合った、皆さんが奈良県で勉強したいと思える学校づくりを進めていただきたいと思いますが、吉田教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○吉田教育長 中学3年生には入試というものが必要だと思っています。入試制度をなくして、全入という形で県立学校を運営することは、今はするべきではないと考えており、これは義務教育化されたときに考えるべき事項だと思います。

子どもたちにハードルをしっかりと越えていただく入学試験について、現状をおっしゃりましたが、例えば、過去には郡山高等学校の倍率が1.5倍だったときもあり、400人を募集して200人が落ちたということもありました。これは県外に出ていく生徒が、18パーセント、2割弱と、一番多かったときです。

ある学校に、落ちる子どもが集中していることを課題として認識するのか、200人が落ちていたときよりも、今は穏やかになっていると考えるのかという違いだと思いますので、そこをどう考えるかということです。今の子どもたちは、必ず私立学校の入学試験に合格して、それから公立学校を受験しますので、そのようなことが起こるのではないか。

今井委員長がおっしゃったように、県立高等学校適正化実施計画の中で、アンバランスが起こっているという実態は、我々は真摯に受け止める必要があると思います。今回、添上高等学校でも大きく定員が割れております。なぜかということは、我々も検証できていないのですが、南部・東部地域の高等学校では恒常的に定員が割れています。新しい学校をつくることによって、今は一番しんどい時期を迎えていますけれども、新しい学校を開校したとき、子どもたちに来てもらえるような学校づくりを推進していくよう、年度ごとに課題を整理し、それをどのように適正化実施計画の中に反映させるのか考えていきたいと思っています。

○今井委員長 ぜひ意見を聞いて進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○阪口副委員長 それでは、委員長に進行を代わります。

○今井委員長 それでは、ほかになければ、これをもちまして、質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長

報告に反対意見を記載しないこととなっております。

反対討論はされますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

一言ご挨拶を申し上げます。

この構成による委員会は、特別な事情が生じない限り、本日が最終になるかと思えます。

昨年の正副委員長就任以来、委員各位及び理事者の皆様のご理解とご協力をいただき、無事任務を果たすことができましたことを深く感謝いたします。

簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の委員会を終わります。